

子どもたちの ための前進

第8号 子どもの保護に関する報告
2009年9月



THE CONVENTION ON
THE RIGHTS OF THE CHILD

unicef 
unite for children

子どもたちの ための前進

第8号 子どもの保護に関する報告
2009年9月



THE CONVENTION ON
THE RIGHTS OF THE CHILD

unicef 
unite for children

目次

はじめに	1
序	2
世界の概観	4
出生登録	5
子どもに対する暴力	7
児童婚	10
FGM/C(女性器切除)	12
児童労働	15
性的搾取と子どもの虐待	17
子どもの人身売買	17
移住	17
障害をもつ子ども	18
親のケアを受けられない子ども	19
司法システムの管理下にある子ども	20
緊急事態下にある子ども	20
地雷、不発弾および小火器	21
地域別の概観	
西部・中部アフリカ	22
東部・南部アフリカ	24
南アジア	26
中東・北アフリカ	28
ラテンアメリカ・カリブ諸国	30
東アジア・太平洋諸国	32
CEE/CIS(中東欧・独立国家共同体)	34
先進工業国	36
今後の方向	37
保護的な環境を築く：行動の要請	38
参考文献	39
統計表：子どもの保護に関する指標	42
謝辞	46

はじめに

あまりにも多くの子どもが世界中で暴力にさらされ、搾取され、虐待されている。有害な状況のもとで働くことを強いられている子どももいる。自分の家や学校、コミュニティ、施設で暴力を振るわれ、虐待されている子どももいる。一部の地域では、子どもが武装集団や軍の不法な徴用の対象となっている。紛争や自然災害で、家を逃れて避難することを余儀なくされている子どももいる。無数の子ども、とくに女の子が性的な暴力を受け、虐待され、有害な伝統的慣習に苦しんでいる。

本レポートは、ミレニアム開発目標（MDG）の達成に向けた進捗状況の報告シリーズ『子どもたちのための前進』の第8号であり、子どもの権利を守る世界や国レベルの努力の結果を示すような数々のデータを収録している。

子どもの保護に関わる多くの問題についてのデータが、今日ではこれまでに比べて容易に手に入るようになった。だがいくつかの問題—とくに性的搾取や子どもの虐待、人身売買や移住—については、なおデータを入手するのがむずかしい。このギャップを埋めるためにはなお多くのことが必要だ。もっと多くのデータが入手できれば、子どものために具体的な結果をだせる見込みが高まることになる。

だがここに収録したデータはいくらかの前進がみられたことを示している。例えば、これまで児童婚が当たり前だったいくつかの国々で、女の子の結婚年齢が高くなった。過去数十年の間にFGM/C（女性器切除）も減少した。これらの問題で前進がみられはしたが、課題はそのペースを速めることにある。

効果的な子ども保護システムができれば、弱い子どもや家族が教育、保健、社会福祉、社会的な保護、司法その他必須のサービスを利用できるようになる。これらのシステムは、貧困と搾取の世代間の悪循環の連鎖を断ち切って、MDGを実現するのに役立つ。

全体としての目標は、保護的な環境をつくりだし、子どもたちが男女を問わずあらゆる形態の暴力や搾取から守られるようにすることだ。皆が力を合わせて子どもの権利を守り、子どもがもって生まれた能力を十分に伸ばせるようにする機会を増やす必要がある。

画期的な「子どもの権利条約」が採択されてから20年の歳月が流れた。今年は、その記念の年であり、本書『子どもたちのための前進』には、子どもの保護に関する大事な情報が盛り込まれている。前進がみられはしたが、いまなお苦しんでいる子どもたちの存在は、すべての場所のすべての子どもが条約がうたう保護を受けられるように、私たちが一層の緊急性をもってとりくむ必要があることを訴えている。



アン・M・ベネマン

ユニセフ事務局長

序

世界の子どもが暴力や搾取、虐待に苦しんでいる。戦場で戦い、耐えられないような条件のもとで働くことを強いられている。性的に虐待され、暴力的な罰を受けている。子どものときに結婚させられ、売買されて搾取的な労働条件に追い込まれている。不当に刑務所に送られ、拘留され、施設に収容されている子どももいる。

そんな状況下にある子どもたちは、最も根源的な方法で人権を踏みにじられ、幅広く、場合によっては取り返しのつかない影響をおよぼすような身体的、心理的な危害に苦しんでいる。「子どもの権利条約」がうたう健全な子ども時代の暮らしが奪われているのは、世界が子どもに、子どもが受ける権利のある保護を与えられないでいるためである。

2000年に採択された「ミレニアム宣言」は、子どもを紛争、暴力、虐待、搾取から守る必要があることを明記している。宣言を採択したすべての国が次のことを約束した：

- すべての子どもの市民的、政治的、経済的、社会的、文化的権利を守り、それらの権利を強化するために努力する。
- 女性に対するあらゆる形の暴力と戦い、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を実施する。
- 自然災害やジェノサイド、武力紛争、その他の人道的緊急事態の不当な影響下にある子どもたちやすべての市民をあらゆる形で救援し、保護して、できるだけ早く普段の暮らしに戻れるようにする。
- 「子どもの権利条約」とその「武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書」と「子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する選択議定書」の批准と全面的な実施を促進する。

子どもの保護は「ミレニアム開発目標（MDG）」のすべての要素－貧困の緩和や子どもの就学、ジェンダー不平等の撤廃、子どもの死亡率の引き下げなど－に関わりを持つ。

たとえば児童労働は子どもの教育を妨げ、遅らせ、不可能にする（MDG2）一方で、教育の質が低いと子どもが学校をやめて、労働に従事するようになる。少女が家事労働のために学校をやめさせられるケースは多く（MDG3）、性的搾取の下で生き抜いた少女は、その後の人生や母性を脅かす病気にかかりやすい（MDG5と6）。児童婚により、少女は学校に行けな

くなくて、ジェンダーの平等が実現できなくなる（MDG2と3）。その結果、早期に妊娠し、そのことが少女（MDG5）とその子ども（MDG4）に健康上の大きなリスクをもたらす。

法やサービス、人々の行動様式や慣習によって、子どもへのリスクを最小限にし、子どもが持つ抵抗力を強化するような、社会生活のすべての側面を包含する保護環境を生みだせば、多くの形の暴力や搾取、虐待は、防げるようになる。

2008年にユニセフは新しい「児童保護戦略」を採択し、そのなかで保護環境に必須のさまざまな要素について詳述した。同戦略は、子どもの権利侵害を許してきた社会の態度、慣習、行動を改めさせるために、体系的なアプローチと努力を求めている。

この戦略は、児童保護に関する幅広い国際的枠組みと国連事務総長による「子どもに対する暴力に関する調査」の勧告に基づくもので、年齢、障害の有無、民族、宗教にかかわらず、可能な最善の児童保護システムを構築する責任が政府にあることを強調している。

ユニセフのこの戦略はまた、包括的な子どもの保護環境を構築するための5つの主要なアプローチを打ち出している：

1. 子どもを守るシステムを改善する

「子どもの権利条約」が発効して以来、法的な改革のほとんどが、包括的なアプローチをとるというよりも、むしろ子どもの保護に関わる問題ごとに法律を改善するものだった。各国政府は、立法の枠組みを全面的に見直し、必要に応じてそれを改善し、手直しするだけでなく、人権ベースのアプローチに基づいて国の予算、政策、実施の方法、モニタリング・メカニズムを確立する必要がある。各国政府はまた子どもの保護の問題について、人々の間での論議を奨励する必要がある。というのも人々の意識を高め、人々の姿勢を改めないと、立法だけでは十分な効果が得られないからである。

サービスを提供するのが最もむずかしい子どもも含めて、すべての子どもが基本的な保健・教育サービスを受けられるようにする必要がある。とくに暴力、搾取、虐待の危険にさらされ、あるいは実際にそれらの影響を受けている子どもが、学校や診療所、専門の施設で社会福祉サービスを受けられるようにすることも必要である。それらのサービスの提供の仕方も重要であり、教員、医師、警察官、ソーシャルワーカーなど子ども

の保護の問題に関わる人々の総合的能力を、必要に応じて具体的な研修により向上させる必要がある。

2. 社会の変化を促進する

社会は児童婚やFGM/C（女性器切除）、体罰、DM（ドメスティック・バイオレンス）など、子どもへの多くの形の暴力を黙認し、あるいは公然と認めている。子どもを効果的に保護できるかどうかは、家族やコミュニティの考え方を変えて、子どもを傷つけるような態度、考え方、慣習を受け入れないようにできるかどうかにかかっている。社会の前向きなコンセンサスが、最も効果的な子どもの保護を強化する。外部から変化を押しつけようとする、しばしば反発を招く。子どもの保護を改善するためのイニシアチブは、それがパートナーシップや連携に基づいていて、これらの問題について人々の間で公然と論議が行われるようになったときに、より効果を発揮する。社会規範が共有され、効果的でアクセス可能なシステムが生まれることで、効果的で持続的な変化が可能になる。

3. 緊急事態下の子どもの保護を強化する

紛争や干ばつ、洪水、地震などの自然災害が、子どもを保護する上での新たなリスクを生みだし、既存のリスクを高める。それらに対応する戦略は、国際人権法を踏まえたものでなければならない。現場での活動はユニセフの「緊急事態における子どものための活動方針」に沿ったものでなければならない。緊急事態下の子どもも、安定したコミュニティの子どもと同じニーズと権利をもっている。救援活動はまた、暴力や搾取、虐待の予防を強調するものでなければならない。

紛争の最中や自然災害のあとでさえ、国レベルの子ども保護システムの構築に重点をおくべきである。緊急事態のもとでは多くのシステムが弱体化するが、それらのシステムが、発生した子どもの保護の問題に取り組む上で重要な役割を果たさねばならない。たとえば社会福祉や警察、司法部門は、家族の安否調査や再会、緊急事態により親を失った子どもの一時的な保護、法に触れた子どもなどの問題に対処する上で支援を必要とする。

4. 効果を高めるためのパートナーシップ

子どもの保護は国連機関、各国政府、市民社会、民間部門、2国間・多国間機関の間のパートナーシップを最大限に強化することで推進される。プログラムやアドボカシーのための共通のアプローチづくりを促進し、子どもの保護という目標を実現するために社会が共通の責任を果たすようにする必要がある。国際金融機関とのパートナーシップにより、子どもの保護に責任を負う部門への投資を増やすことができるかもしれない。若者一とくに子どもの保護に関わる問題に直面している若者一は、子どもへの暴力や武力紛争の影響などの問題や、配慮が必要だとみなされている問題についての沈黙を破るうえで、効果的な発言者になることができる。

5. 証拠を積み上げる

子どもの保護に関する証拠資料を構築することは重要で、なかなか法や政策、慣習を改善するためにデータを利用する上で不可欠になる。モニタリングや評価も、子どもの保護を損なう行為の規模や脆弱なグループの特定やその弱さの程度について知り、予防努力の効果を評価し、すべてのレベルで証拠に基づいて政策やプログラムを立案するために必要になる。データ収集のプロセスはまた、既存の保護システムが見落としている子どもの所在を明らかにし、人権の実現を目指すアプローチによって、それらの子どもに手を差し伸べるための新しい方法を生みだすのに役立つ。

子どもの保護に関わる問題についての信頼できるデータを集めるのはきわめてむずかしい。暴力や搾取、虐待は、違法性や秘密、透明性の欠如という条件のもとで蔓延し、政府が公式の統計を作成して、問題の真の規模や範囲を明らかにするのを不可能にする。虐待が公にならないことが、データ収集メカニズムの確立に消極的であることと結びついている。国や地域レベルの既存のデータ収集システムはしばしば弱体で、技術的な能力のなさを反映している。なかなか予防的介入の効果について評価するための確実な評価・調査法も十分ではない。

それにもかかわらず重要な前進がみられた。世帯調査が子どもの保護の少なくともいくつかの重要な分野で詳細な情報入手するための有用な手段になり、ユニセフもいくつかの問題については世界全体のデータを集めている（これについては次の節で詳述する）。

世界の概観

保護的な環境という考え方は、1989年の「子どもの権利条約」の採択へとつながった子どもの権利運動や、条約のほぼ世界的な批准と時期を同じくして発展してきた。1980年代の中期から後期、そして1990年代によく使われた、「とくに困難な状況のもとにある子ども」という言葉は、ラテンアメリカその他の地域で街頭で暮らし働く子どものためのプログラムの経験に基づくもので、この言葉はほどなく、武力紛争下にある子どもや虐待や、放置の犠牲になっている子どもにも拡大して使われるようになった。ほとんどすべての問題領域で、子どもの権利侵害の性質や範囲を数量化し、その性格を明らかにするには、明らかにデータが不足していた。

児童労働や武力紛争、その他の形の暴力、性的虐待や搾取、家族の喪失、不完全な法や司法のプロセスなど、個々の状況の影響下にある子どもの数を推定するのがむずかしいのは、これらの問題が人々や政治にとって触れにくいだけでなく、どんなデータが必要でどうすればそれらを最もうまく集められるかについての理解不足の反映である。そうしたデータ上の重大なギャップが、子どもが置かれた状況の正確で効果的な分析を妨げている。

「子どもの権利条約」のなかでなされた勧告や「子どもの権利委員会」の一般的討議勧告、国連事務総長による「子どもに対する暴力に関する調査」に盛り込まれた勧告にもかかわらず、子どもの保護に関する研究調査にはいまだ課題が残されている。子どもの保護についての合意された定義がないことや指標の不足、強制的な報告義務がないこと、それらの出来事がいかにしばしば「目に見えない」ことなどである。

それらのギャップの一部を埋める目的で、1980年代の半ばからは人口保健調査（DHS）を通じて、1995年からは多重指標クラスター調査（MICS）や各国でのその他の世帯調査を通じて、多くのことがなされてきた。これらの調査は出生登録や児童婚、FGM/C（女性器切除）、児童労働、もっと最近ではDM（ドメスティック・バイオレンス）や子どものしつけ、障害をもつ子どもに対する態度などの幅広い問題について数量的なデータをもたらした。DHSやMICS、各国でのその他の世帯調査が、この報告で取り上げた大半のデータの出所になっている。この報告書の各ページにはかなりの量のデータが含まれており、その多くが新しく、ここで初めて報告されるものである。

ユニセフや協力団体が長年にわたって世帯調査のデータを集めた結果、世界や地域レベルの推定値が出され、それらの動向が分析できるようになった。出生登録や児童婚、児童労働に関するデータはほとんどの国で集められ、FGM/Cに関するデータも、それが広く行われている29カ国で入手できるようになった。ユニセフはこれらの問題について毎年『世界子ども白書』のなかで報告し、2007年からはDMや子どものしつけ、障害をもつ子どもに対する態度についても報告を開始した。

性的搾取や子どもの虐待、人身売買、移住、施設でケアされている子ども、司法センターに収容されている子どもなどの問題に関するデータは、世帯調査では集めるのがむずかしい。そのためこの報告のいたるところで述べているように、それらの問題についてはしばしば数量化可能なデータが不足している。この報告は、それらの分野では外部の分析に依存し、報告書出版時に入手できた最善の推定値を使用した。

質的なデータは統計に代わるものではないが、数量的な情報を補う重要な情報になり、真に子どもの最善の利益になるプログラムを立案するうえで不可欠となっている。

出生登録

出生登録は子どもの存在や国籍を示す公式の記録になり、「子どもの権利条約」の第7条のもとで基本的人権の一つとみなされている。出生登録は無料で、しかも普遍的に行われなければならない。それにもかかわらず2007年に生まれた子どものうち、およそ5100万人の出生が登録されていない。そのほぼ半数が南アジアの子どもである。入手できるデータのある開発途上国の4分の1で、出生登録率が50%を下回っている。

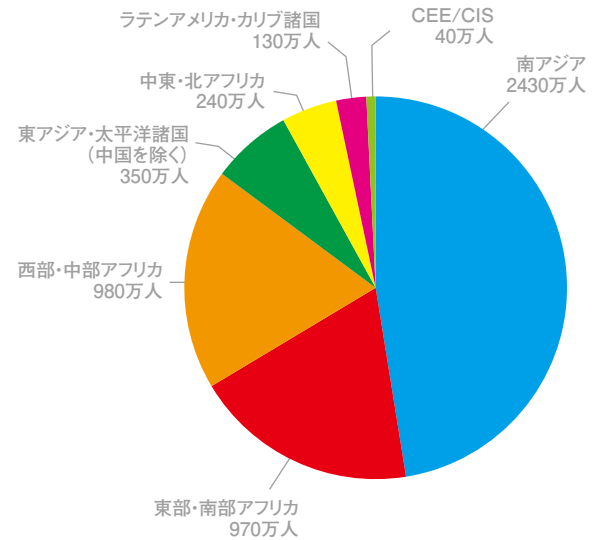
2007年には、サハラ以南のアフリカと南アジアの子どもの、3人のうちのほぼ2人が登録されなかった。8つの国—サハラ以南の6か国、南アジアの2カ国—では5歳未満児の10%またはそれ以下が登録されているにすぎない。最貧層の家庭の子どもは富裕層の家庭の子どもに比べて登録される比率が半分程度になっている。

多くの国で出生登録の動向を示すデータが不足しているため、世界や地域レベルでの前進を分析するのがむずかしい。だが国レベルでは、データはガンビア、ラオス、ベトナムなどいくつかの国で、出生登録率が高まったことを示している。

出生が登録されていない子どもや成人は実際問題として国の目には映らない存在となる。そのためそれらの人々は保護を受け、保健や教育などのサービスを受ける権利があるにもかかわらず、しばしばその範囲外に追いやられる。それらの子どもは

2007年に生まれた子どものうち、およそ5100万人が出生登録されておらず、そのほぼ半数が南アジアの子どもである。

年間の出生未登録者数(地域別) 2007年

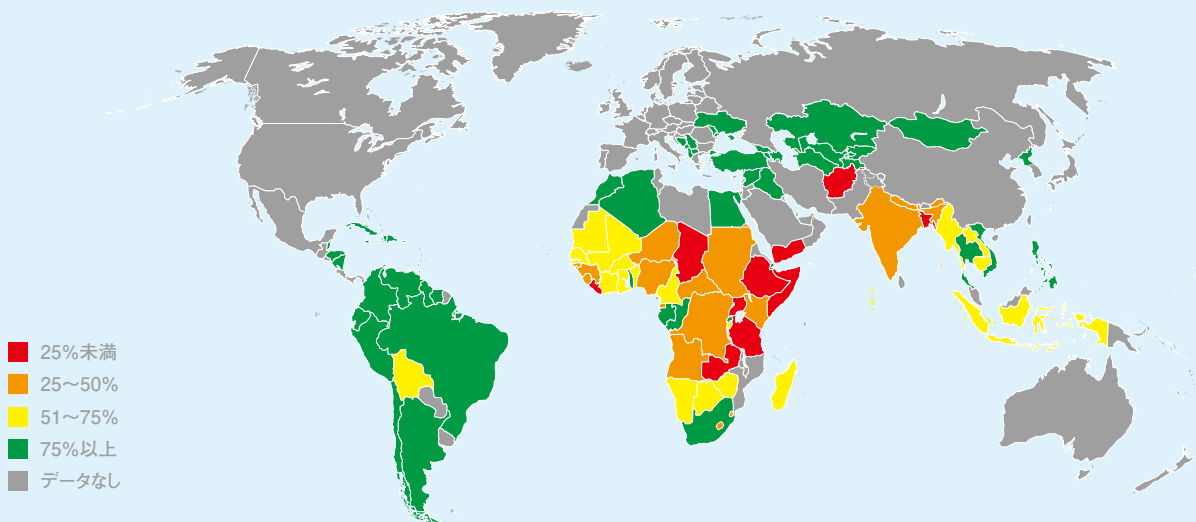


注：数値は、世界人口の68%を占める98カ国のデータに基づく。出生児数は2007年のデータである。中国の出生登録データがユニセフのデータベースにないため、中国とその人口を除外した。

資料：MICS、DHS、その他の国別調査および主な住民登録システムのデータ(2000～2008年)

出生登録率はサハラ以南のアフリカと南アジアが最も低い。

5歳未満児の出生登録率

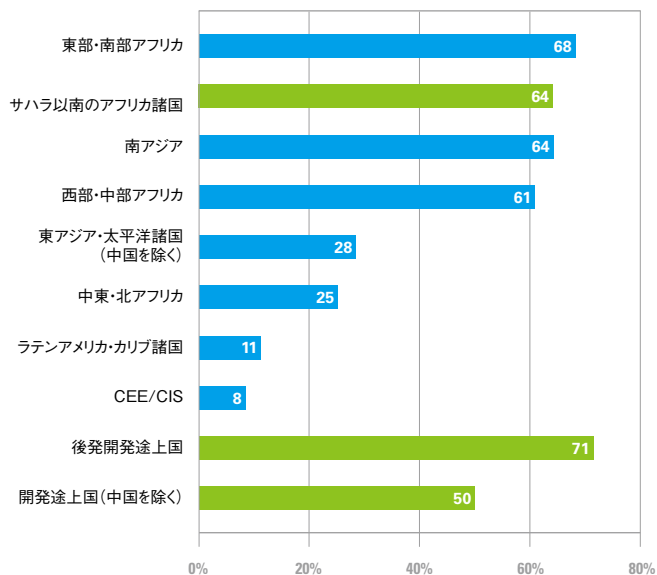


注：この地図は実際の縮尺に従っていない。また国や領土、国境の法的地位についてのユニセフの立場を示すものではない。インドとパキスタンによって合意されたジャンム・カシミールの支配地域の境界線は点線で表わしているが、両者はこの地域について最終合意にはまだ達していない。

資料：MICS、DHSおよびその他の主な住民登録システムのデータ(2000～2008年)

サハラ以南のアフリカと南アジアでは
子どもの3人に2人が出生登録されていない。

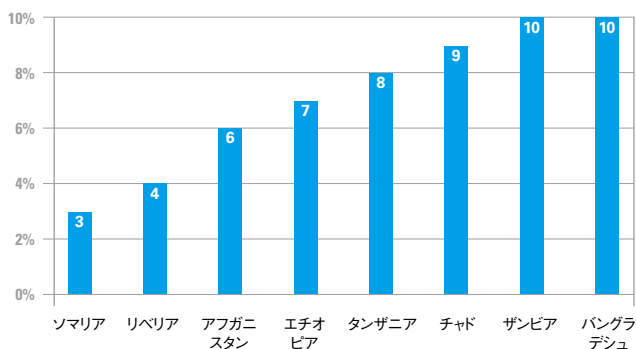
5歳未満児の出生未登録率(地域別)



資料：MICS、DHS、その他の国別調査および主な住民登録システムのデータ(2000～2008年)

サハラ以南のアフリカの
6カ国および南アジアの2カ国で
出生登録されている5歳未満児は10%以下である。

出生登録率10%未満の国々における5歳未満児の登録率

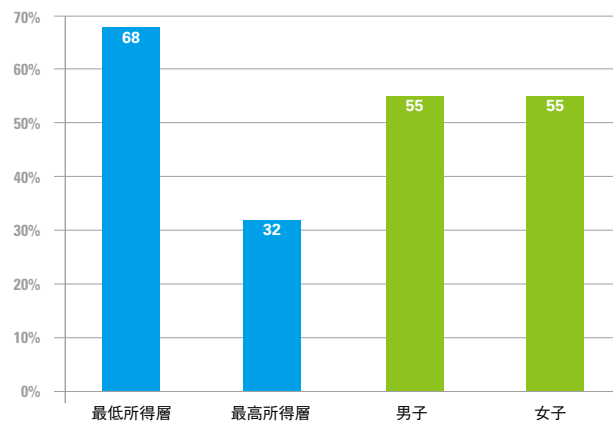


注：リベリアとタンザニアのデータは標準定義によっていない。

資料：MICSとDHS(2000～2007年)

最貧層の家庭の子どもは、
富裕層の家庭に比べ、
出生登録されていない割合が2倍になっている。
性差は見られない。

5歳未満児の出生未登録率(所得階層別、性別)



注：5分位階層別および性別の数値は81カ国の一部の国々のデータに基づく。そのため、本報告書の他の箇所に記されている全体の数値と比較できない。

資料：MICS、DHS、その他の国別調査および主な住民登録システムのデータ(2000～2008年)

また、のちになって市民として権利の行使を妨げられることがある。たとえば旅券を手に入れて旅行し、結婚し、投票し、銀行に口座を開き、資産を相続することができなくなる恐れがある。

出生登録は子どもの保護に向けての重要な一步になる。最低年齢を規定する法律は、それが軍や武装集団による不法な徴用や児童婚、有害な形態の労働のいずれから子どもを守るものであろうと、子どもの年齢の公式の記録に基づいて実施される。法に触れた子どもは刑事司法制度のもとで成人として扱われるのを避けるために、年齢についての公式の記録を必要とする。出生証明のある子どもは、性的搾取や人身売買にさらされにくく、複雑な緊急事態のもとでも家族と再会しやすくなる。出生の記録はまた出生に対する認知になり、そのことが不法な養子縁組に対する保護になることがある。

出生登録を保健サービスや子どもの幼児教育プログラムなどの社会サービスに組み込むことで、登録率を高めることができる。効果的な啓発キャンペーンによって出生登録に対する人々の理解を深めて、出生登録に対する総合的な支援を促すことができる。

子どもに対する暴力

子どもに対する暴力の真の規模は、暴力の多くが人目に触れない形で振るわれ、報告されることがないため、知ることができない。子どもへの暴力についての最も幅広い調査としては、おそらく国連事務総長による「子どもに対する暴力に関する調査」（2006年）のためにユニセフのイノチェンティ研究センターがまとめた身体的な暴力に関するデータがあり、その中では、毎年5億人から15億人の子どもが暴力を経験していると推定された。¹

暴力の一部は予測できない散発的なものだが、子どもに対する暴力の大部分は両親、養父母、親のパートナー、学友、教員、雇用主など、子どもが知っていて信頼できるはずの人々によって振るわれている。障害児や少数民族の子ども、街頭で暮らす子ども、法に触れた若者、難民や避難民の子どもなど、特定の子どもたちは、とくに暴力にさらされやすい。暴力を受けたり目撃したりした子どもは、恐怖や差別への恐れから、沈黙していることが多く、多くの子どもが暴力を生活のなかの不可避なものとして受け入れている。

家庭は子どもの保護にとって当然の環境でなければならないが、家庭でさえも子どもがしつけの形で暴力を経験する場所になることがある。多重指標クラスター調査（MICS）（2005～2006年）の第3ラウンドの調査で、子どものしつけに関する選択的なモジュールを実施した37カ国で得られたデータは、2～14歳児の86%までが体罰ないしは心理的暴力を経験したことを示している。子どもの3人のうちの2人までが体罰を受けている。

体罰は母親や保護者がそれを容認していないところでさえ広く行われている。データを入手できる35カ国では、育児には体罰が必要だと考えている母親や保護者の比率は、実際に体罰を受けたと述べた2～14歳の比率よりも一貫して低い。

MICSの子どものしつけに関する調査モジュールは、子どもへの暴力を防ぎ、暴力にさらされている子どもを支援するための政策やプログラム、活動の基礎になるべき経験的証拠や分析がないことを受けて作成された。だが明らかにもっと多くのデータが必要である。

入手できたデータはまた、DMの一形態である妻への暴力が広く受け入れられていることを示している。68カ国のデータによると、15～49歳の女性の50%以上が、一定の条件のもとでは夫が妻に暴力を振るうことが正当だと考えている。

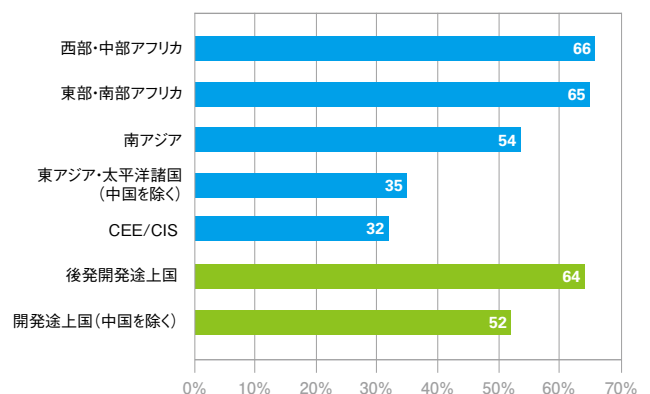
世界のほぼすべての地域で、妻に対して暴力を振るうことを正当化する理由として最も広く挙げられているのが、育児放棄である。だが女性は教育を受ければ受けるほど、教育のない女性のように、ある種の条件のもとで夫が妻に暴力を振るうことが正当化されるとは考えなくなる。

国連事務総長による「子どもに対する暴力に関する調査」は、国のデータ収集・情報システムを改善し、国際的に合意した基準に基づく指標を採用し、対象ごとに細分化したデータにより前進をモニターし、子どものなかでもとくに脆弱なグループを特定できるようにすることを勧告している。この調査はまた諸々の勧告の中のひとつとして、家族や家庭、学校、施設や司法機関、職場やコミュニティなど、子どもへの暴力が生じ得るあらゆる状況について、各国が調査項目を設けることを求めている。

暴力がもたらす結果はさまざまである。暴力の多くの犠牲者はのちになって心身の健康問題を経験し、それが死や障害につながることもある。社会もまた直接の医療費や将来の所得や税収の喪失、保護・福祉サービスのコストという形で代価を支払うことになる。

妻への暴力は許されるか？ 開発途上国の女性の半数以上が “許される”と答えている。

一定の条件のもとであれば夫またはパートナーが妻に暴力を振るうことが正当化されると考える
15～49歳の少女と女性の割合

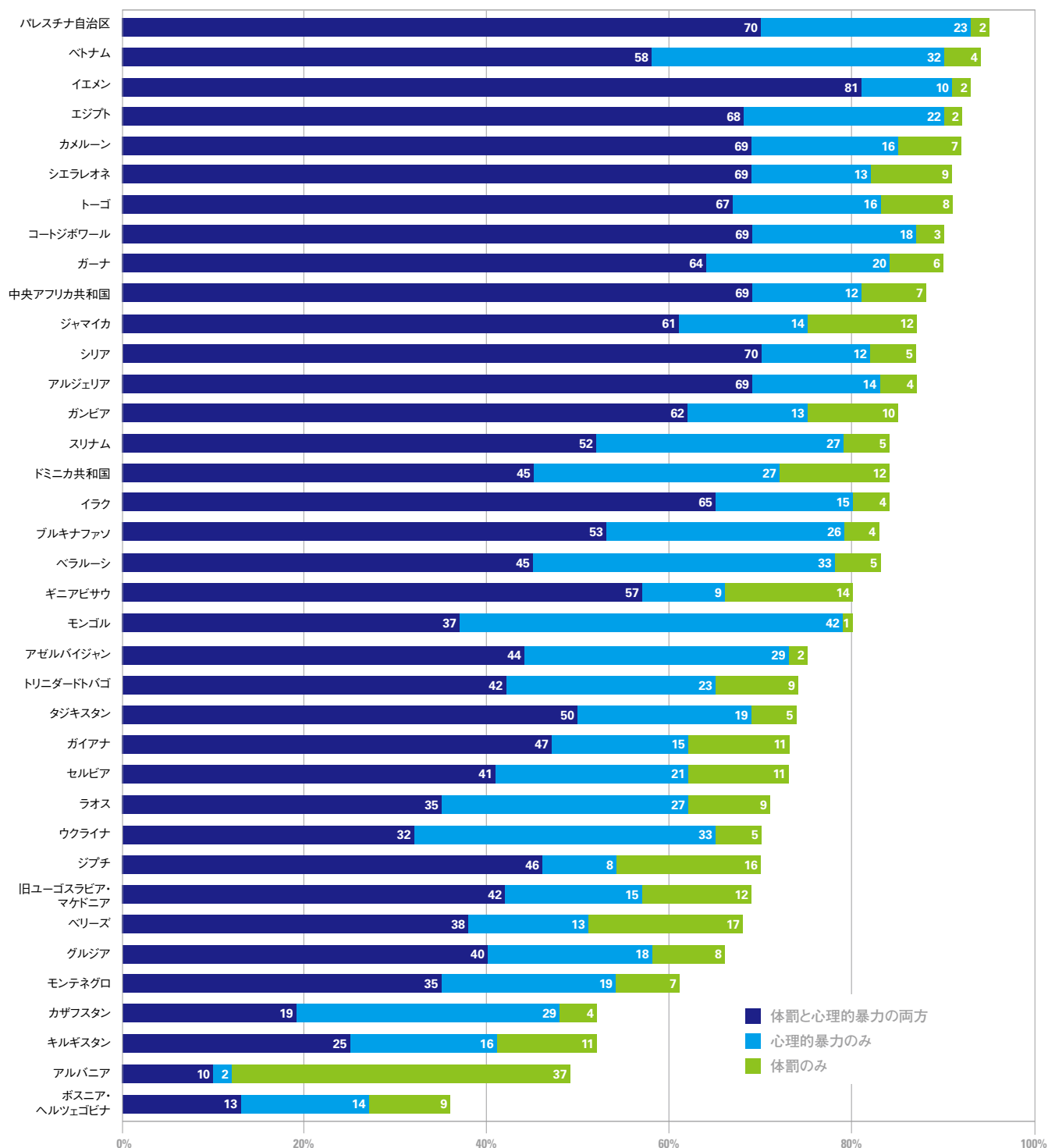


注：世界人口の39%を占める68カ国のデータに基づく。ラテンアメリカ・カリブ諸国、中東・北アフリカはデータが十分でないため、概算できなかった。

資料：MICSとDHS、その他の国別調査(2001～2007年)

体罰と心理的暴力の両方を経験した子どもの割合が多い。

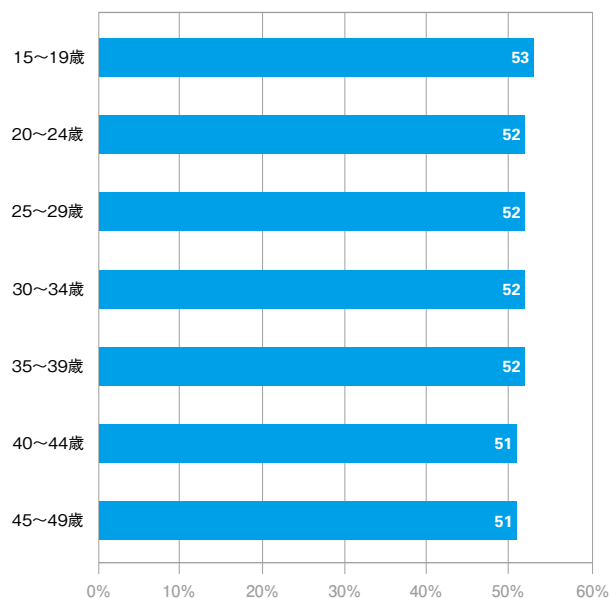
体罰を受けた経験を持つ2～14歳の子どもの割合
(体罰のみ、心理的暴力のみ、その両方)



資料：MICS、DHS、その他の国別調査(2005～2007年)

若い女性も年齢がより高い女性と同様、夫から妻への暴力を正当だと考えている。

一定の条件のもとであれば夫やパートナーが妻に暴力を振るうことが正当化されると考える15～49歳の少女と女性の割合（年齢集団別）



注：数値はデータが入手できた66カ国の平均値である。
資料：MICS、DHS、その他の国別調査（2001～2007年）

ほぼすべての地域で、夫やパートナーによる暴力が正当化できる場合の最大の理由は妻の育児放棄だった。

一定の条件のもとであれば夫やパートナーが妻に暴力を振るうことが正当化されると答えた15～49歳の少女と女性の割合（事由別）

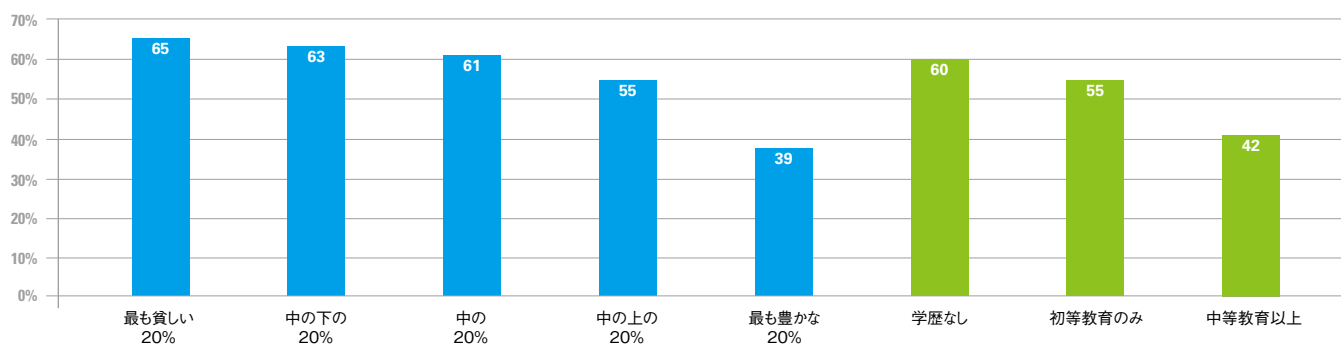
（単位：％）

	育児 放棄	夫に 無断の 外出	夫への 口ごたえ	夫との 性交渉を 拒否	料理を 焦がす
ラテンアメリカ・ カリブ諸国	12	9	4	4	5
CEE/CIS	23	20	22	11	8
東アジア・ 太平洋諸国 （中国を除く）	29	22	13	13	7
南アジア	34	29	30	14	20
中東・北アフリカ	44	45	35	36	20
西部・ 中部アフリカ	50	50	43	37	28
東部・ 南部アフリカ	51	45	42	32	31

注：ラテンアメリカ・カリブ諸国、中東・北アフリカの数値は、それぞれの地域全体の割合ではなく、データが入手可能だった国々の平均値である。
資料：DHS、MICSおよびその他の国別調査（2001～2007年）

最貧層の家庭出身の女性、正規の教育を受けていない女性のほうが、夫による妻への暴力を正当化する傾向がある。

一定の条件のもとであれば夫やパートナーが妻に暴力を振るうことが正当化されると答えた15～49歳の少女と女性の割合（世帯の所得別、学歴別）



注：世帯の所得別の数値は世界人口の29%を占める53カ国のデータに基づく。学歴別の数値は世界人口の38%を占める64カ国のデータから算出した。
資料：DHS、MICSおよびその他の国別調査（2001～2007年）

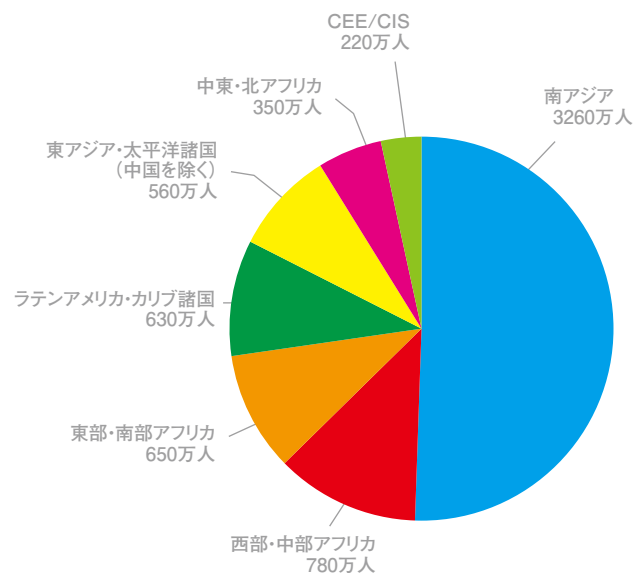
児童婚

開発途上国の20～24歳の若い女性の3分の1以上が18歳になるまでに結婚または事実婚状態になったと答えている。それらの女性の比率は南アジアで最も高く（46%）、サハラ以南のアフリカがそれに次いでいる（39%）。

児童婚が最も多い6つの国では、20～24歳の女性の60%以上が子どものときに結婚している。貧しい家庭の少女は、より豊かな家庭の少女よりもその可能性が高い。

世界全体では、20～24歳の女性6400万人以上が18歳未満で結婚したと報告した。その半数が南アジアの女性である。

18歳前に結婚もしくは事実婚状態になった20～24歳女性の数

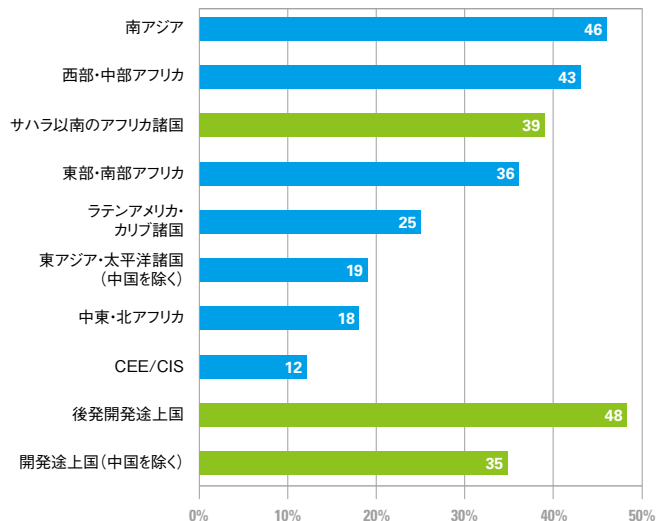


注：数値は、世界人口の61%を占める96カ国のデータから算出した。20～24歳の女性の人口は2007年、児童婚の数は2000～2007年の数値である。中国は、児童婚に関するデータがユニセフのデータベースにないため除外した。

資料：MICS、DHSおよびその他の国別調査（2000～2007年）

20～24歳の女性の3分の1以上が、児童婚だったと報告している。

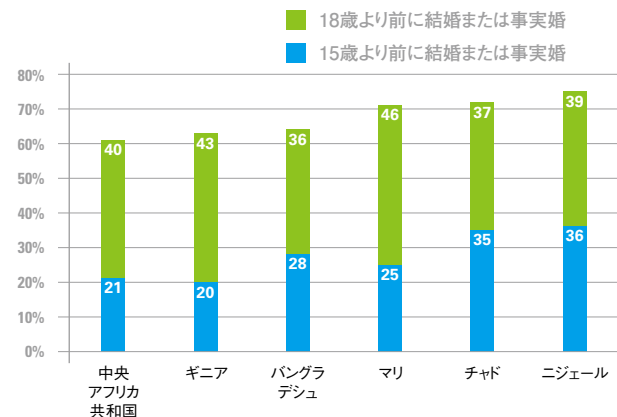
18歳以前に結婚もしくは事実婚状態になった20～24歳の女性の割合（地域別）



資料：MICS、DHSおよびその他の国別調査（2000～2007年）

児童婚が広く行われている6カ国では、20～24歳の女性の60%以上が児童婚をしている。

児童婚が広く行われている6カ国において15歳未満または18歳未満で結婚もしくは事実婚状態になった20～24歳の女性の割合



資料：DHSとMICS（2004～2006年）

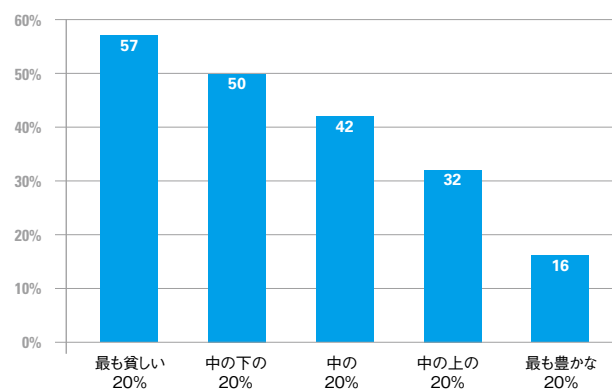
一部の国では少年も未成年のときに結婚しているが、結婚させられる子どもの大多数が少女である。その結果、これらの少女の発達が損なわれ、学校教育が多くの場合放棄される。また、しばしば夫の家族やコミュニティに入り、自分の仲間や親戚との接触が認められない、極端に孤立した状況におかれる。児童婚により、早期に妊娠して母親になるという結果になり、母と子の双方の健康が大きなリスクにさらされる。

結婚させられた少女は通常は大半の家事を担わされる。少女はまだ若く無力であるため、DM（ドメスティック・バイオレンス）や夫との合意に基づかない性交渉などの性的虐待を受けやすい。性交渉のときにコンドームで保護されることもないので、HIVなどの性感染症に冒される可能性も高まる。² 児童婚が奴隷労働や性的搾取へとつながる可能性もあり、少女や少年が人身売買されて結婚を強いられるというケースもある。

47カ国でのデータは全体として、初婚年齢の中間データ値が徐々に高まっていることを示している。だが多くの国では、変化は遅く、たとえばバングラデシュ、ギニア、ネパールでは初婚年齢の中間値が徐々に高まってはいるが、なお18歳未満となっている（12ページ参照）。

最貧層の家庭の少女は、富裕層よりも児童婚をする傾向にある。

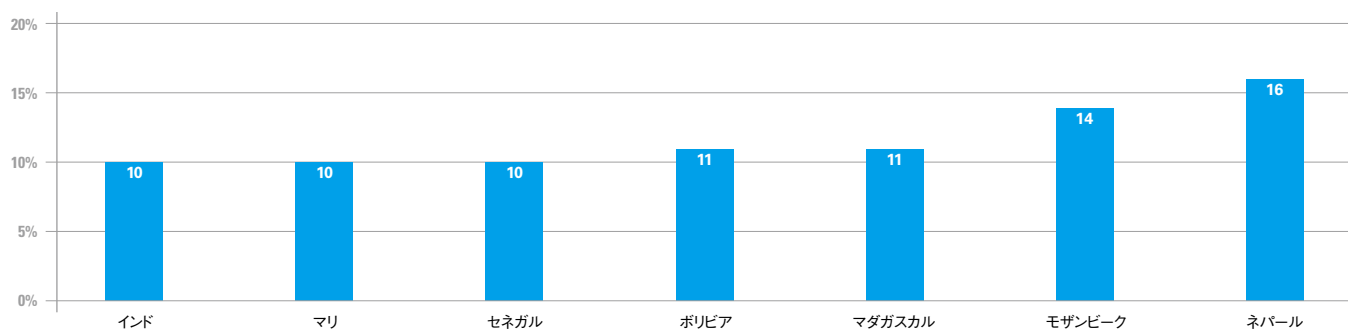
18歳より前に結婚もしくは事実婚状態になった20～24歳の女性の割合（世帯所得別）



注：世帯所得別の数値は世界人口の51%に当たる75カ国のデータに基づく。
資料：MICS、DHSおよびその他の国別調査（1996～2007年）

女子ほどリスクは高くないが、男子も児童婚をしている。

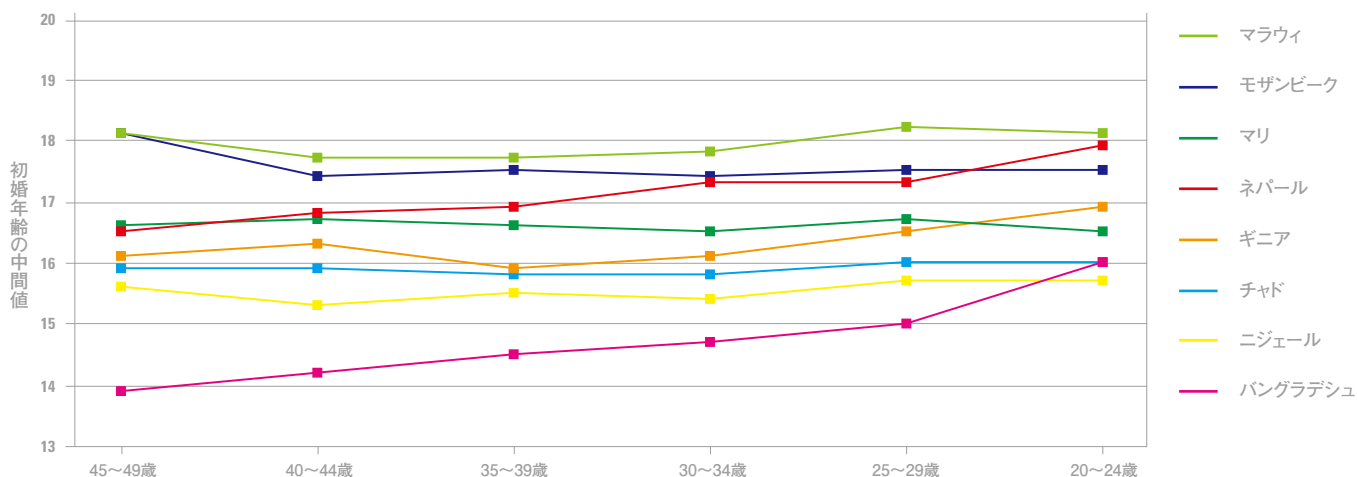
児童婚が10%以上行われている7カ国で18歳より前に結婚もしくは事実婚状態になった20～24歳の男性の割合



資料：DHSおよびその他の国別調査（2003～2006年）

バングラデシュ、ギニア、ネパールでは初婚年齢の中間値が上昇しているが、いまだ18歳未満である。

児童婚が広く行われている国で20～49歳の女性の初婚年齢の中間値
(データ入手可能な国のみ)



注：初婚年齢の中間値とは、回答者の女性の50%以上が最初に結婚または事実婚状態になった年齢を指す。

資料：DHS(2003～2006年)

FGM/C(女性器切除)

女性のFGM/Cは少女や女性に対する暴力の一形態であり、女兒や女性の心身、ひいてはその人権を損なう。FGM/Cは、女兒や女性の結婚可能性や節操、美、家族の名誉を保つものなどの考え方に基づいて行われている。FGM/Cはまた、きわめて強力な社会規範に支えられており、家族はその害を知っているにもかかわらず、自分の娘にFGM/Cを受けさせることになる。この義務を守らないと、恥辱や社会的排除を通じてその娘や家族全体が大きな危害を被ると考えているのである。

ユニセフの推定によると、アフリカの28カ国とイエメンで合わせて7000万人以上の15～49歳の女性がFGM/Cを受けている。世界のすべての年齢の女性を勘定に入れると、実際の数字はそれよりもずっと多くなりそうである。

FGM/Cを受けた少女や女性の約60%がサハラ以南のアフリカの女性で、約40%が中東・北アフリカで暮らしている。国勢世帯調査の結果によると、FGM/Cを受けた女性の比率が1%を超える国が29か国あり、うちイエメンだけがアフリカ大陸の外にある。

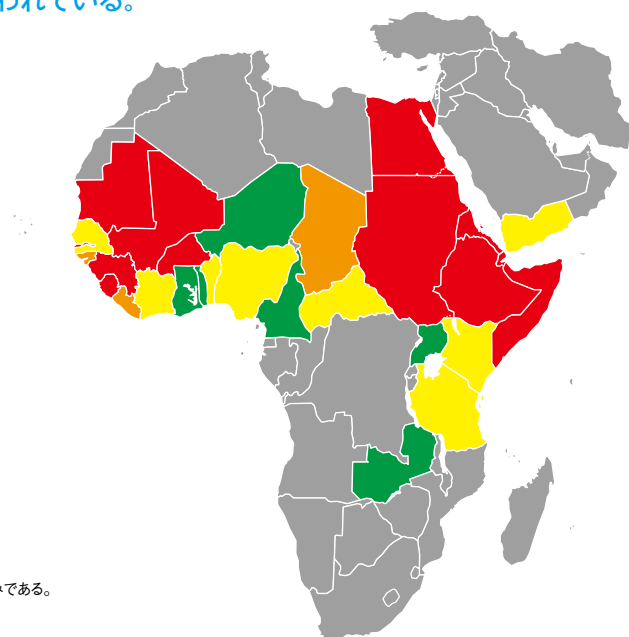
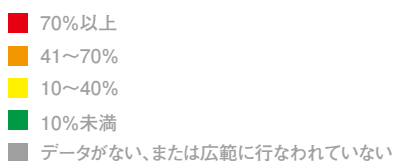
FGM/Cはヨーロッパ、北米、オーストラリアの移住者コミュニティを含め、その他の国でも行われていることが知られているが、広く行われているとは考えられていない。FGM/Cを受けた女性の比率は他のどの変数よりも民族ごとに大きく異なる。そのため国としての実施率が低い国の国内で、ある民族のコミュニティでの比率がきわめて高く、その他の大多数のコミュニティでまったく行われていないといったことが起こる。

総じて、FGM/Cを受ける女性の比率は過去数十年の間に徐々に低下している。データによると少女や若い女性は、年配の女性ほどには何らかの形のFGM/Cを受けておらず、娘はその母親の場合ほどにはFGM/Cを受けていない。だがこの比率の低下のペースはかなり異なっていて、何百万人もの少女がいまなおFGM/Cの危険にさらされている。

FGM/Cを受けた女性の比率が高い国でも、すべての女性がFGM/Cに賛成しているわけではなく、データによると、ますます多くの女性がFGM/Cに反対するようになっている。だが個々人の姿勢の変化だけでは、全体としての行動の変化をもたらすのに十分ではない。

アフリカの28カ国とイエメンでは女性器切除が広く行われている。

女性器切除の経験者が1%以上いる29カ国で、
この慣習を経験した少女と女性（15～49歳）の割合



注：エジプトとイエメンの回答者は、15～49歳の既婚女性または結婚経験のある少女と女性のみである。

資料：MICS、DHSおよびその他の国別調査（1997～2007）

女性器切除の広がり、 どの社会指数または人口統計指数よりも 民族的背景に影響される。

データが入手可能な16カ国で女性器切除を経験した
少女と女性（15～49歳）の割合（属性別）

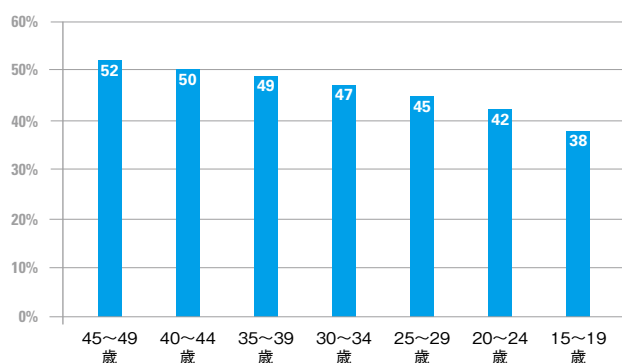
（単位：％）

	国全体	国内で 最も割合が高い 民族集団	国内で 最も割合が低い 民族集団
ベニン	13	74	0
ブルキナファソ	73	86	29
カメルーン	1	12	0
中央アフリカ共和国	26	59	1
チャド	45	95	0
コートジボワール	36	77	4
ガンビア	78	97	12
ガーナ	4	19	0
ギニア	96	99	68
ギニアビサウ	45	95	6
ケニア	32	97	1
マリ	85	98	28
ニジェール	2	66	0
ナイジェリア	19	61	0
セネガル	28	78	2
トーゴ	6	35	0

資料：MICSとDHS（2003～2006年）

若い女性ほど女性器切除を経験する割合が低い。

女性器切除を経験した15～49歳の少女と女性の割合
（年齢集団別）



注：数値は28カ国のデータに基づく。

資料：MICS、DHS、その他の国別調査（1997～2007年）

優れたデータは社会変化の動きを促す： FGM/Cの放棄

1990年代以降、FGM/Cに関する詳細なデータが得られるようになったことで、女兒や女性にとって有害なFGM/Cやその他の社会的慣習の放棄を促進する政策やプログラムの立案に活用されるようになった。

FGM/Cは1970年代末にハルツームで「女性や子どもの健康に影響を与える伝統的な慣習に関するWHO（世界保健機関）セミナー」が開かれて、初めて国際社会の関心を引くようになった。FGM/Cの規模に関する初期のデータは範囲がごく限られ、信頼性にも疑問があり、FGM/Cを受けた女性の比率もしばしば不確実な証拠に基づいて推定されていた。

1989～1990年にはFGM/Cに関する具体的な質問を取り入れた人口保健調査（DHS）が初めて北部スーダンで実施された。1990年代の末には、FGM/Cが広く行われている国々でFGM/Cに関する質問を取り入れたDHSがよりひんぱんに実施されるようになり、調査のときに行われる質問も標準化されるようになった。調査に際して常に求められた情報としては、回答者の女性やその娘の1人が切除を受けたかどうかや切除の種類、だれが切除したか、FGM/Cに対する回答者の態度などがある。

2000年にはFGM/Cについて質問する最初の多重指標クラスター調査（MICS）が実施され、MICSの最新のラウンド（2005～2006年）で13カ国のデータが得られた。

DHSとMICSのデータはいずれも宗教、都市か農村の居住、年齢、世帯の所得レベル、教育レベル別に定期的に収集されており、民族別のデータもますます多く集められるようになった。集められたデータによると、FGM/C廃止へ向けての前進は、FGM/Cが国内の一定の社会集団の間で行われている国で、より速い。このことは社会慣習説とも一致する。あるコミュニティの少女や女性のほとんどが切除を受けている場合、女性にとって切除を受けないという選択肢は思いもよらないものとなる。

データはFGM/Cと民族が互いに密接に関連し、その関連が他のどの社会的、人口学的変数よりも密接なことを確認するものになっている。データはまたFGM/Cを受ける女性の比率が、それを行っている民族集団の間できわめて高いことを示している。FGM/Cがその民族集団の一部に限られることは稀で、この場合は社会変化のプロセスが進んでいる可能性がある。そのためFGM/Cの廃止を目指す国レベルの取り組みは、FGM/Cが行われている国内各地のコミュニティベースの取り組みで補う必要があり、廃止のための戦略は民族グループの所在が国境の内側に限られないという事実を考慮したものでなければならない。

FGM/Cに対する人々の態度やその広がりに関するデータを比較した結果、一部の国で多くの女性がFGM/Cに反対しながらもなおFGM/Cを行っていることが分かっている。このことはFGM/Cを本格的になくすには、それを行っているコミュニティの構成員が個人の態度を改めるだけでは行動の変化をもたらすには不十分なため、皆が一致して明白に廃止に賛同する必要があるという理論を裏付けている。時間とともにみられる変化は本格的な廃止への準備が整ってきていることを示す間接的な指標であり、個々の状況下で求められる廃止戦略も、社会変化のプロセスの進行とともに徐々に変化することになる。

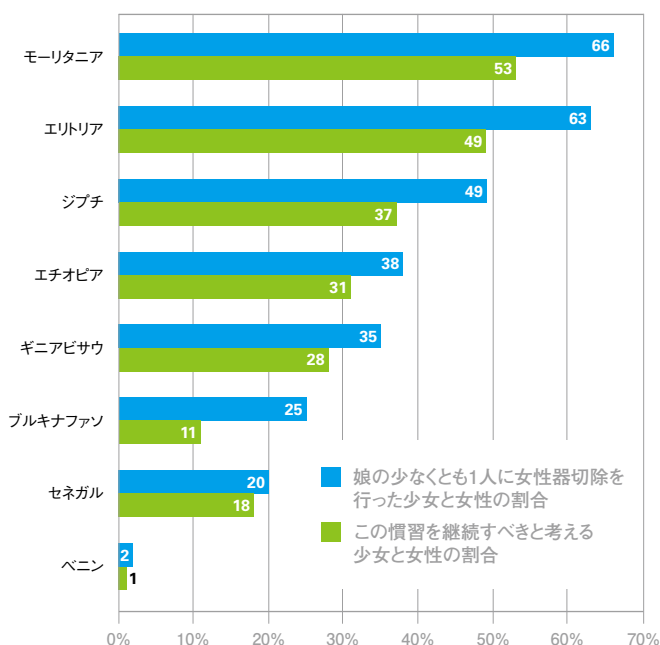
8カ国で、娘に切除を受けさせた女性の比率が、この慣習に賛成している女性の比率よりも高くなっている。最近の調査の結果、FGM/Cを行っているコミュニティに対して、他のコミュニティで少女がFGM/Cを受けなくても成長し、結婚していることを知らせることで大規模な廃止を実現できるという理論的、経験的な証拠が得られている。³

個人の考えの変化が、 必ずしも慣習の変化につながるとは限らない。

娘の少なくとも1人に女性器切除を行った

15～49歳の少女と女性の割合

女性器切除は継続すべきだと考える15～49歳の少女と女性の割合
(娘への女性器切除を支持する割合が実際行われている割合より低い国々)



資料：MICS、DHSおよびその他の国別調査（2002～2007年）

児童労働

ユニセフの推定では、世界で1億5000万人の5～14歳児が児童労働に従事している。この推定は102カ国のデータに基づくもので、児童労働はサハラ以南のアフリカで最も広く行われており、子どもの3人に1人以上がそれに従事している。

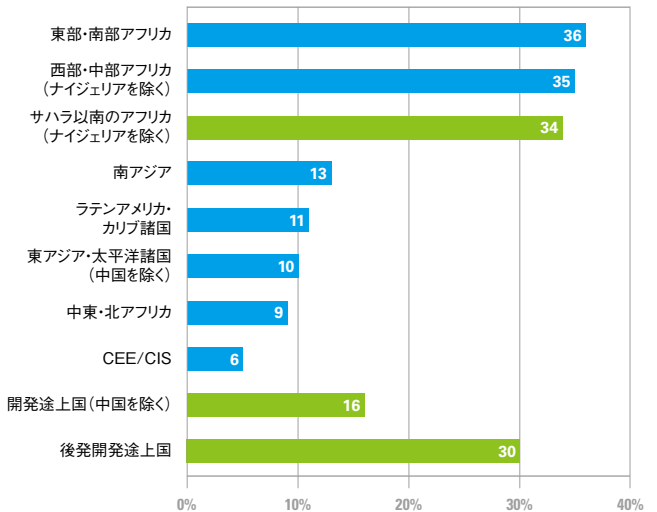
国際労働機関（ILO）、世界銀行、ユニセフの共同プログラムである「子どもの仕事を知るために（Understanding Children's Work）」では、児童労働についての比較可能なデータがある数カ国のデータが分析された。その結果、ほとんどの国で経済活動への子どもの参画が減少していることが分かった。これにはブラジル、インド、メキシコなどの大国が含まれる。だがいくつかの国では状況が変化していないか、でなければ児童労働が増えさえしている。⁴

ILOの推定では、児童労働の3分の2以上が農業セクターで行われている。農村地域の子ども、特に少女はわずか5～7歳という幼いときから農作業を始めていることも分かった。⁵

児童労働は貧困の原因になるとともに、その結果でもある。児童労働は子どもの教育をいちじるしく妨げることで、貧困

サハラ以南のアフリカでは
子どもの3人に1人以上が働いている。

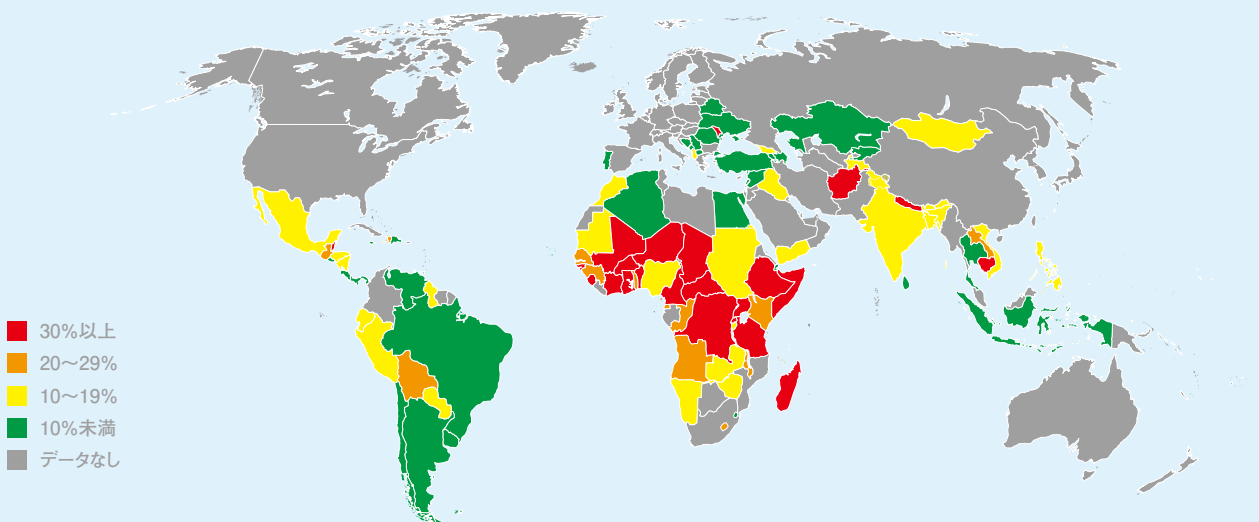
5～14歳の子どもの労働に従事する割合



資料：MICS、DHSおよびその他の調査（1999～2007年）

サハラ以南のアフリカは児童労働者の割合が最も高い。またアジアの一部でもその割合が高い国がある。

児童労働に従事する5～14歳の子どもの割合

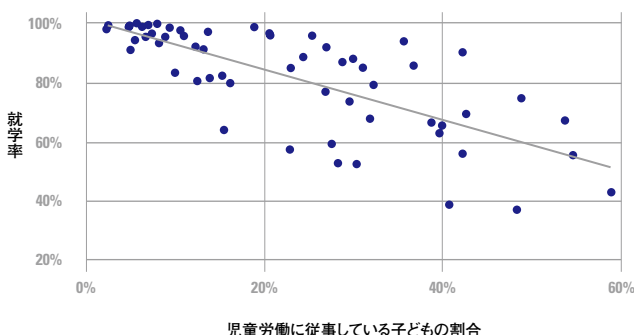


注：この地図は実際の縮尺に従っていない。また国や領土、国境の法的地位についてのユニセフの立場を示すものではない。インドとパキスタンによって合意されたジャンム・カシミールの支配地域の境界線は点線で表わしているが、両者はこの地域について最終合意には達していない。

資料：MICS、DHSおよびその他の国別調査（1999～2007年）

労働に従事している子どもの割合が高い国では、子どもの就学率が低い傾向がある。

働きながら学校に通う子ども(7~14歳)の割合



注：図で直線に沿って国々が分布していることから、児童労働と就学率が相関関係にあることがわかる。7~14歳の児童労働者の割合が高いと、就学率は低い。反対に児童労働者の割合が低いと、就学率が高い。

資料：MICS、DHSおよびその他の調査(1999~2007年)

を常態化させる。大多数の子どもは、幼いときに労働市場に加わることで就学が遅れ、基礎教育を修了できなくなる。まったく就学できないこともある。働きながら学校に通う少女は、家事、学業、有給・無給の家外労働という「3重の負担」にあえぐことになり、その結果、不可避免的に学力が低下する。⁶

ユニセフは2000年から多重指標クラスター調査(MICS)を通じて、子どもの家事その他の労働についてのデータを積極的に収集して、家事労働に従事する子どもの場合を含む児童労働の定義を設けた。この定義には次のものが含まれる：

- 経済活動または週28時間以上の家事をする5~11歳児。
- 経済活動(週14時間未満の軽労働は除く)または週28時間以上の家事をする12~14歳児。
- 危険な業務を含む最悪の形態の児童労働をし、あるいは週に43時間以上の家事をする15~17歳児。

第18回国際労働統計専門家会議は、2008年に児童労働統計に関する決議を採択した(下の囲み記事参照)。

児童労働：新しい定義はデータを比較可能にする第一歩

過去10年の間に児童労働に関して入手できる統計情報の量が激増した。このことは、この問題に対する各国政府や関係機関の関心が深まったことと並んで、次の3つの要因に帰せられる。ILOの「児童労働撤廃国際計画」のもとで1998年に「児童労働に関する統計情報・モニタリングプログラム」がスタートしたこと、MICSに児童労働に関するモジュールが加えられたこと、「子どもの仕事を知るために」というILO、ユニセフ、世界銀行の3機関合同のプログラムのもとで2000年からデータの収集が開始されたことの3つがそれである。

現在では、これらすべての情報をもっと整合性のあるものにして、比較可能にすることが課題になっている。児童労働に関する文献や各機関の文書には統計上のさまざまな異なる定義や指標が使われていて、このことが混乱の原因になり、取り組むべき児童労働問題の正しい姿を見失わせてきた。

2008年には第18回国際労働統計専門家会議が、決議Ⅱとして児童労働の統計に関する新しい定義を採択した。この決議によって設けられた枠組みは、経済活動(「子どもの雇用」と家事労働(「無給の家事労働」)の双方を包含するものになっていて、児童労働の統計をめぐる論議の主な原因の一つをなくすのに役立っている。

この決議によると「児童労働」には次のものが含まれる：

- 最悪の形態の児童労働。これには奴隷労働、買春やポルノ、違法な活動、ILOの第182号条約が定義する子どもの健康、安全、モラルを損なう労働を含む。
- ILOの第138号条約が定義する最低雇用年齢(15歳)未満の子どもの雇用。
- 有害な無給の家事労働。これには長時間の家事労働、不健康な環境下での家事、危険な場所での家事、安全でない機器の使用や重い荷物の運搬を含む。

児童労働に関してILOが発表する統計は、従来は国連の経済統計に含まれる「労働」についての純粋に経済的な定義を反映するものに限られていた。その定義では、無給の家事労働である、子守や家庭内での病人や高齢者のケア、また家族の他の誰かが外で働けるように子どもが担ってきた古くからの家事労働で、とくに女子の就学を妨げているようなものは含まれていなかった。

専門家会議の決議は児童労働統計のための初の国際基準を設けることで、推定値を改善するための重要な一歩になり、そのことが各国の統計局が児童労働のデータを集め、児童労働の統計を作成して、それらを国内や世界に報告するのに役立つことになる。

合意に基づいて原則的な枠組みは生まれたが、多様な調査法の間でそれぞれの推定値をより比較可能にするために、統計のレベルでなお多くの努力が必要である。

性的搾取と子どもの虐待

実際にどれほどの数の子どもや若者が性的に虐待され搾取されているかを知ることが、これまでも大きな課題の一つになってきた。このようにデータが不足しているのは、それらの違法行為が人目につかない形で行われているためであり、その結果、それらの違法行為が覆い隠され、十分に報告されないままになってきた。

だがその犠牲になっている子どもはおそらく数百万人にのぼり、さまざまな背景を持つすべての年齢の少女や少年が、世界のすべての地域で性的搾取や虐待の犠牲になっているものと思われる。調査の結果、少女の方が虐待され搾取されやすいが、少年もまたその影響を受けることが分かっている。⁷ 搾取を経験した子どもは、性的搾取それ自体が引き起こすトラウマと並んで、しばしば就学の機会を逃し、傷害や性感染症、HIV、望まない妊娠の危険にさらされている。望まない妊娠は思春期の少女を危険にさらす。

2009年5月までに131カ国が「子どもの人身売買、児童買春、児童ポルノに関する子どもの権利条約の選択議定書」を批准した。議定書はすべての形態の子どもの性的搾取を非合法とし、犠牲になった子どもの支援を強調している。だがなお課題は残されている。「子どもと若者の性的搾取を防止し、根絶するためのリオデジャネイロ宣言と行動の呼びかけ」（2008年）は、政府が期限付きの一連の具体的な目標を設けて、子どもや若者の性的搾取を防止し、根絶し、犠牲になった子どもを保護することを約束するものになっている。

子どもの人身売買

国内や国と国の間で強制労働や買春、強制結婚、家事労働、物乞い、武装集団による徴用やその他多くの形の搾取目的で子どもが売買されている。これについて統計をとるのはむずかしいが、たとえ統計があっても信頼できないことが多い。家事労働の目的で売買される子どもの場合も、それらを記録するのはむずかしいが、これはそれが家族のプライバシーに関わる問題であり、それらの労働を規制できないことによる。性的な搾取が目的で売買される子どもについても記録するのがむずかしいが、これはそれらの違法行為が人目につかない形で行われることによる。人身売買と買春、人身売買と不法な移住の違いについて認識の誤りがなくならないことも、それらに関するデータの信頼性を損なっている。

米国政府の推定では毎年、国境を越えて60～80万人が売買されている。米国政府は自らの分析や他の3つの国際機関一

ILO、国際移住機関（IOM）、国連薬物犯罪事務所（UNODC）一の分析の結果に基づいて、売買されているそれらの人々の6分の1から2分の1が子どもであると推定している。だが分析方法の抱える問題点、データ上のギャップ、数値の不整合などにより、この数字にも疑問が残る。⁸

UNODCのデータによると、国内や国境を越えて行われる人身売買の犠牲者の20%以上が子どもである。西部アフリカの一部や東アジアのメコン地域、ラテンアメリカのいくつかの国では、売買される人のほとんどが子どもである。61カ国で確認された生存者については、その13%が少女で、9%が少年だったことが分かっている。⁹

UNODCが調査した155カ国の半分以上が、国内行動計画を立ち上げて人身売買に取り組んでいた。調査の対象になった国のうちの125の国が、記録上は2008年11月までに具体的な反人身売買立法を行っている。2003年以前は55カ国に過ぎなかった。一方この調査は同時に、それらの立法を行った国のうちの73カ国だけが、2008年11月までに人身売買で少なくとも1人を実際に有罪にした記録を有していることを指摘している。¹⁰

移住

世界銀行の推定によると、開発途上国からの移住者のおよそ3分の1が12～24歳の若者である。¹¹ 最近の多くの研究は、移住のプロセスのすべての段階で子どもが弱い立場に立たされていることを強調している。¹²

移住者の出身国では、両親が移住したあとに残された子どもは、親から引き離されたことによる心の傷に向き合わねばならず、また身体的、性的に搾取される危険が高まる。最近のある調査の結果は、移住に成功した人々の子どもは物質面で恩恵を受けるが、移住によって両親から引き離された子どもは、情緒面での問題を体験する可能性が2倍に高まることが分かったとしている。¹³

移住先の国では移住者の子ども、とくに未登録の子どもは差別され、社会の片隅に追いやられて、教育や医療にアクセスできなくなることがある。慣れ親しんできた社会のセーフティネットから外れることで、問題への従来の対応方法が弱められがちである。

子どもと移住に関する近年の研究では、移住してきた子どもを移住家族に従属する存在にすぎないという従来の見方から、子ども自身がひとりの独立した行為者であり、意思決定者であるというもっと複雑な見方への移行がみられる。¹⁴ 一部の子どもは経済的によくなることを望んで自分自身で移住することを決めるが、潜在的に危険な状況に追い込まれることがある。

障害をもつ子ども

障害をもつ子どもについての信頼できる統計を手に入れるのはむずかしい。そうした情報の不足に取り組むための第一歩として、ユニセフは最も最近の多重指標クラスター調査(MICS)に「10の質問によるスクリーニング」を行う障害モジュールを加えた。

22カ国のMICS調査のデータによると、多くの子どもの障害のリスクが高まっており、10の質問の少なくとも一つを肯定し、スクリーニングにかかった子どもの比率に極端なばらつきがみられた。比率はウズベキスタンの3%に対して中央アフリカ共和国で48%に達した。

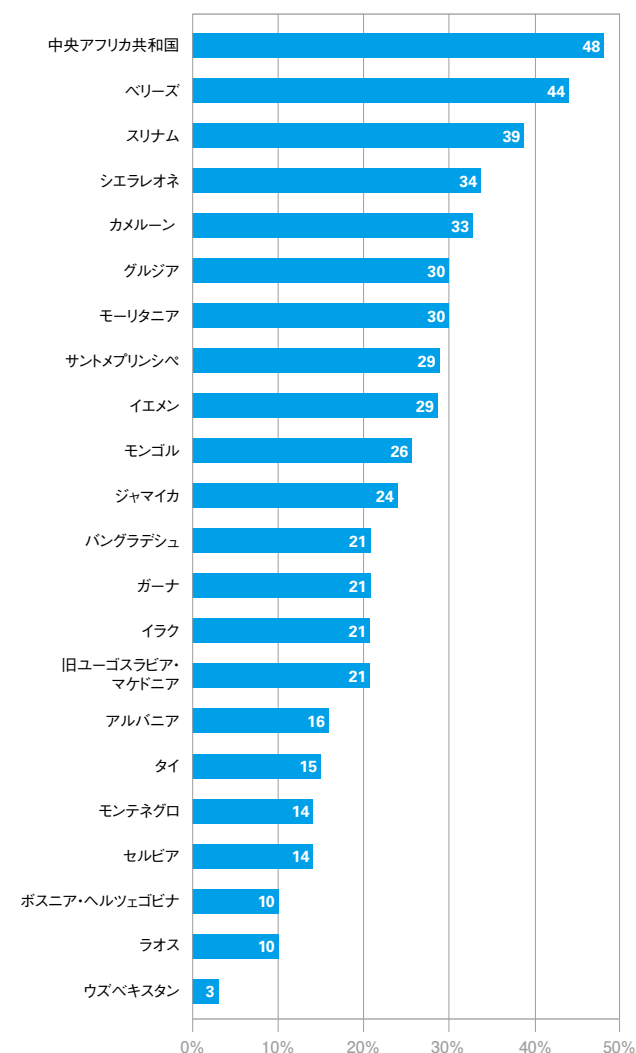
障害をもつ子どもの問題は横断的である。障害をもつ子どもはそうでない子どもに比べて学校にとどまる比率が低く、一部の国では進学率も低く、学業成績も低い。¹⁵ それらの子どもは、必要な保健サービスを受けるのがむずかしいこともある。その理由として保健サービスにアクセスできないとか、差別や排除などがあげられる。

障害をもつ子どもは身体的な暴力や性的、情緒的または言葉による虐待に対してとくに脆弱で、障害それ自体が虐待されたことの結果であることもある。¹⁶ 15カ国でのデータによると、そのうちの7カ国で、障害スクリーニングで障害の可能性ありと判定された子どもの親のかなり多くが、子どもの顔や頭や耳を叩いたり、繰り返しまたは力いっぱい叩くことがあると報告していることが分かった。15の国々のうち、障害の可能性ありと判定された子どもがそれほど叩かれていなかったのはわずか2カ国だけだった(6つの国では、障害についての判定の結果と子どもに対する殴打の間に統計的に有意な相関関係は認められなかった)。

1種類以上の障害をもつと判定された子どもの割合は高い。

障害についての10項目のチェックリストで

1種類以上の障害をもつと判定された2～9歳の子どもの割合

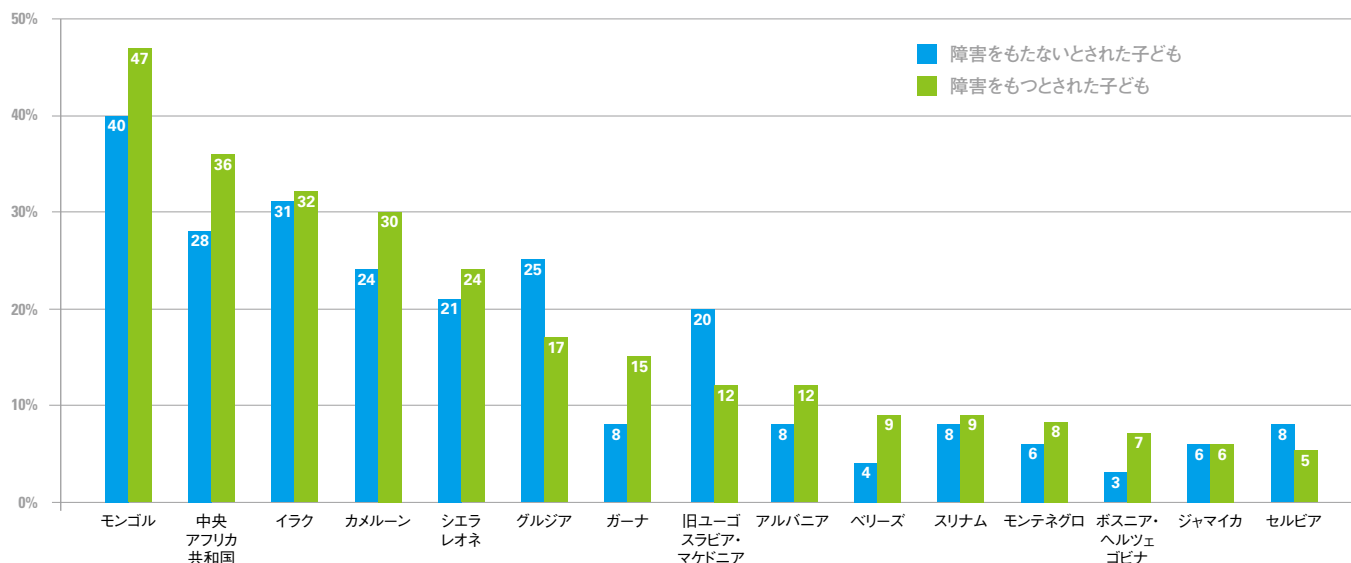


注：世帯調査は、主として調査項目に対する親の返答に基づく。親は、自分の子どもがある具体的な課題をこなすのが難しいか否かをよく知っているとはいえ、その返答だけでは障害の有無を判断できない。それゆえに、これらのデータはその国における障害をもつ子どもの割合ではなく、むしろ何らかの障害をもつかもしれない子どもの割合を示していると考える必要がある。子どもに事実上の障害があるかどうかは、臨床的な診断が必要である。また、最近のMICSで障害に関するデータを収集したいずれの国でも、フォローアップのために子どもの臨床的診断を実施したところはない。

資料：MICS (2005～2007年)

何らかの障害をもつと判定された子どもは、過酷なしつけを経験している傾向がある。

データが入手可能な15カ国で顔、頭、耳を繰り返し、あるいは強く叩かれた2～9歳の子どもの障害の有無



資料：MICS (2005～2007年)

親のケアを受けられない子ども

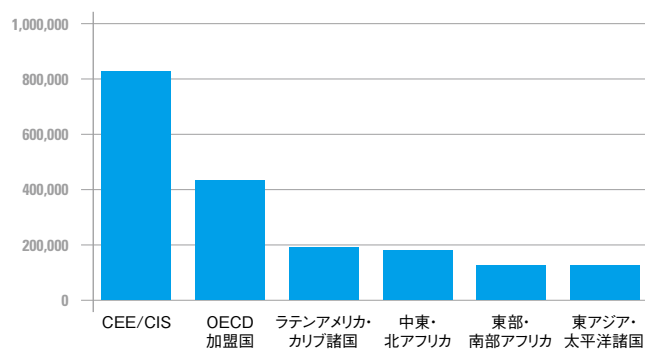
親のケアを受けられない子どもは「何らかの理由、何らかの状況のもとで、両親のどちらかと一緒に生活していない子ども」と定義されている。¹⁷ 虐待、搾取、放置と並んで、親のケアを受けられない多くの理由の一つとしてエイズがあげられる。重層的な脆弱さの根本原因の一つとして、貧困がますます認識されるようになっている。¹⁸

推定では、世界の200万人以上の子どもが施設でケアされており、そのうちの80万人以上がCEE/CIS（中東欧・独立国家共同体）の子どもである。だがこれらの数字は報告が不十分で、信頼できるデータがないため、いちじるしく過小評価されている可能性がある。¹⁹ 多くの施設が未登録のままであるだけでなく、多くの国が施設で生活している子どもについてのデータを定期的に集め報告していない。

家族がないというよりも貧困の結果、施設に収容されることが多く、現金給付その他の形での社会的保護によって、家族離散の原因になる圧力を緩和することができる。国際社会は施設が特別の状況下での一時的選択肢としてのみ使われるようにすべきである。

入手可能な最良のデータによると、施設で生活する子どもの数が最も多いのはCEE/CISである。

施設で生活する子どもの推定人数（地域別）



注：数値は常に施設で暮らす子どもの数をさす。ラテンアメリカ・カリブ諸国、中東・北アフリカ、東部・南部アフリカ、東アジア・太平洋諸国は施設の登録データがないため、実際よりかなり低い数値になっていると考えられる。西部・中部アフリカと南アジアについては、全くデータがないために推定値を出していない。

資料：数値は、政府やユニセフ各国事務所が提供した国別の推定値(2005・2006年)、2003年にストックホルムで開催された第2回International Conference on Children and Residential Care: New Strategies for a New Millenniumのために用意された国別報告書、CEE/CIS指標についてはTransMONEEデータベース(2003年)など主な資料をユニセフが分析して算出した。

司法システムの管理下にある子ども

罪を犯した若者に対しては通常は罰として、子どもの権利の原則に反してその自由が剥奪されることになるが、これは最後の手段でなければならない。ユニセフの推定では世界では常時100万人以上の子どもが司法システムにより拘留されているが²⁰、データの入手がむずかしく、多くの子どもの拘留が報告されていないことを考えると、この数字はかなりの過小評価だろう。データが一貫して集められていないだけでなく、データには裁判を待つ子どもや親と一緒に拘留されている幼い子ども、警察に一時的に留置されている子どもを含んでいないことが多い。

データを入手できる44カ国では、拘留されている子どもの約59%が刑の宣告を受けていない。²¹ 少数の子どもが保護処分を受けているだけで、このことは裁判前の拘留が制裁として常習化していることを示しており、「子どもの権利条約」が定

めるように法のもとで有罪が立証されるまでは無罪とみなされる権利を侵している。²²

「子どもの権利条約」のもとではすべての司法介入が子どもの建設的な社会復帰を目指すべきであるが、拘留はそれを妨げる。拘留されている子どもの大多数が重い罪を犯しているわけではない。その多くが家出や子どもの外出禁止違反、無断欠席、飲酒などの身分犯で告発されているだけである。また、子どもは移住や精神衛生上の問題や「保護」などの理由で拘留される場合がある。犯罪の犠牲になった子どもや犯罪を目撃した子どもがしばしば、子どもの権利や子どものニーズを無視した司法システムによって「再び犠牲を払う」ことになる。

2005年1月以降に5つの国が子どもに死刑を適用したことが知られている。²³ 「子どもの権利条約」は子どもを死刑や釈放の見込みのない終身刑に処することを禁じている。

緊急事態下にある子ども

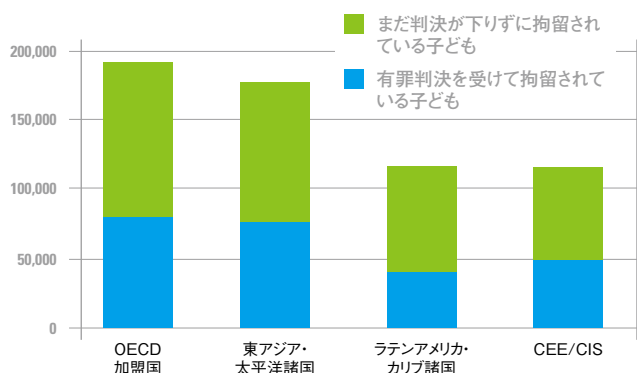
ユニセフの推定では、10億人以上の子どもが武力紛争下の国や地域で暮らしていて、そのうちの約3億人が5歳未満児となっている。2006年の数字では、避難を余儀なくされた人々のうち1810万人が子どもで、この数字には難民の子ども580万人と国内避難民の子ども880万人が含まれる。²⁴

紛争の影響下の国々で暮らす子どもは、貧困や栄養不良、病気に苦しみ、教育を受けられなくなる可能性が高い。紛争時には社会のシステムやネットワークがしばしば荒廃したまま放置されて、弱い子どもを守れなくなる。経済的な不平等や貧困は紛争の大きな原因になり得るが、武力紛争の同様の副産物である貧困や高い失業率も、(軍や武装集団による) 子どもの徴用や人身売買、性的搾取につながり得る。

子どもはまた地震、干ばつ、暴風雨、洪水などの自然災害によって、不当に大きな影響を受ける。災害は家やコミュニティを破壊し、疫病拡大の条件を生みだし、子どもを学校に行けなくし、弱い子どもを守る社会システムを破壊する。家族と離ればなれになったり、人道支援を受けるのに必要な身分証明書をなくす子どももいる。家族から離れた子どもや保護者のいない子ども、とくに子どもだけの世帯は不可避免的に経済的・性的搾取や虐待に対して、さらに脆弱な立場に立たされる。

拘留されている子どもの半数以上が、裁判もなく処罰されている。

十分なデータが入手可能な4つの地域で
判決前、判決後に拘留されている子どもの推定人数



注：推定人数は常に拘留されている子どもの人数をさす。

資料：数値は主に次のような資料に基づき、ユニセフが分析した。
UNICEF regional and country surveys and reports on juvenile justice; country reports prepared for the 'Second International Conference on Children and Residential Care: New Strategies for a New Millennium', held in Stockholm in 2003; United Nations Office on Drugs and Crime, *United Nations Survey on Crime Trends and the Operations of Criminal Justice Systems* (seventh survey 1998–2000, eighth survey 2001–2002, ninth survey 2003–2004); King's College London, 'World Prison Brief' (various dates); Space I (Annual Penal Statistics of the Council of Europe) – 2005 Enquiry; TransMONEE database of CEE/CIS indicators (2007 edition); Aebi, Marcelo Fernando, et al., *European Sourcebook of Crime and Criminal Justice Statistics* (2006); Defence for Children International, *Kids Behind Bars* (2003), and additional data provided for DCI in *Violence against Children in Conflict with the Law: A study on indicators and data collection in Belgium, England and Wales, France and the Netherlands* (2008).

緊急事態は子どもやその家族、コミュニティの心理的・社会的福祉を脅かす深刻な脅威を引き起こす。子どもは死や傷害、避難、家や学校の損壊、基礎サービスの中断など、多くの要因で心理的な困難を経験する。緊急事態はまた社会システムを破壊し、家族の暮らしを損ない、コミュニティに緊張や分裂をもたらす、法の支配を崩壊させる。

紛争や自然災害のもとでは、子どもや女性があらゆる形の暴力や搾取にさらされやすくなる。ジェンダーベースの暴力から逃れることができたとしても、HIVなどの性的感染症や望まない妊娠の結果、家族やコミュニティから見放され、村八分にされることがある。²⁵ たとえばコンゴでは最近の調査で、性的暴力の結果生まれた子どもが、悪人の子ともだとしてしばしば放置され、差別されていることが分かっている。²⁶

武力紛争下の子どもにからむ問題のうち、これまで世界の人権アジェンダのなかで最も関心を引いてきたのが「武装集団や武装勢力に関わっている子ども」の問題である。これには武器を手に行っている子どもだけでなく、調理役や運び手として使われている子どもや性的搾取や強制結婚の対象にされている子どもも含まれる。²⁷ 国連の推定では、武装集団や武装勢力に関わっている子どもの数は25万人を超える。²⁸

2009年5月までに128カ国が「武力紛争における子どもの関与に関する選択議定書」の批准を済ませ、少なくとも76カ国が軍への参加の法的な最低年齢を18歳としている。²⁹ また78カ国が武装勢力や武装集団による不法な徴募或使用から子どもを守ることを目指す「パリ原則と約束」を承認している。にもかかわらず2008年現在、25カ国で子どもが武装集団や武装勢力に徴募されて使われている証拠があり、これには上記の選択議定書を批准した国も含まれている。³⁰

国連安全保障理事会の決議1539号（2004年）は国連事務総長に対して、子どもの権利に対する具体的な6つの違反—殺害や手足の切断、子どもを徴用して武力紛争に使用すること、学校や病院に対する攻撃、レイプその他の重大な性的暴力、誘拐、人道支援の拒否—toに焦点をしばってモニタリングと報告のメカニズム（MRM）を設けることを求め、2005年には決議1612号に基づいて、武力紛争下での子どもに対する重大な違反行為に関する客観的、具体的で信頼できる情報を系統的に収集するためのMRMが設けられることになった。集められた情報は、武力紛争下にある子どもを保護するための国際的、地域の規範が守られるようにするのに使われる。2006年にはブルンジ、コートジボワール、コンゴ、ネパール、ソマリア、スリランカ、スーダンの7カ国で試験的にMRMが実施され、MRMはその後公式に14カ国に拡大された。³¹

地雷、不発弾および小火器

地雷や戦後に残される爆発物は「子どもの権利条約」のほぼすべての規定に違反し、子どもが安全な環境のもとで暮らし、遊び、健康を保ち、清潔な水や衛生を確保し、十分な教育を受ける権利を脅かす。対人地雷の脅威への取り組みではかなりの前進がみられたが、いまなお78カ国が地雷で汚染され、85カ国が戦後に残存爆発物の影響下にある。³² 2007年には72カ国が地雷や不発弾による新たな犠牲者を記録したが、それらの死者のほぼ3分の1が子どもとなっている。³³

多くの国で、子どもが地雷事故で生き残っても、回復に時間がかかり、リハビリの資金的負担が家族にのしかかるため、学校を途中でやめなければならなくなっている。心理的ショックに対してもほとんど支援を受けられず、その影響が何年も続くことになる。

2008年には大きな前進として、96カ国がクラスター爆弾を禁止する新しい国際条約に署名した。³⁴ だが1997年の「地雷禁止条約」の場合がそうであるように、この新しい条約を普遍化し、その実施を確保することが、いまなお課題になっている。

武力紛争の影響を受けていないとみられている国においてさえ、小火器や軽武器の拡散やその誤った使用が子どもに深刻な危険をもたらしている。だがほとんどの国が、小火器や軽武器が子どもにおよぼす影響を記録するための効果的で信頼できるデータの収集メカニズムがなく、小火器による子どもの直接的死傷についての統計は、こうした暴力の膨大な影響を覆い隠すものになっている。12カ国での最近の調査は、この種の暴力から子どもや若者を守るための立法にもかかわらず、小火器による子どもや若者の犠牲が後を絶たないことを示している。³⁵

西部・中部アフリカ

西部・中部アフリカの子どもは、さまざまな危険から保護を受ける権利があるにもかかわらず、危険にさらされやすい。児童労働や性的搾取、人身売買、紛争その他の緊急事態、女児のFGM/C(女性器切除)、児童婚などがある。

西部・中部アフリカの子ども約35%が児童労働に従事していると推定されているが、この比率は域内の国ごとに大きく異なっている。働く子どもの比率はカボヴェルデやサントメプリンシペではごく低く、それぞれ3%、8%となっているが、6カ国では働く子どもの比率が40%を超え、チャドでは子どもの50%以上が働いている。多くの場合、児童労働の比率は農村部で高く、都市部の少なくとも2倍に達している。

国連薬物犯罪事務所（UNODC）の報告では、この地域で確認された人身売買の犠牲者のほとんどが子どもで、その大多数が奴隷的な家事労働や茶、綿花、ココアのプランテーションでの強制労働、西部アフリカの経済にとって基本的に重要な鉱山で使われている。³⁶

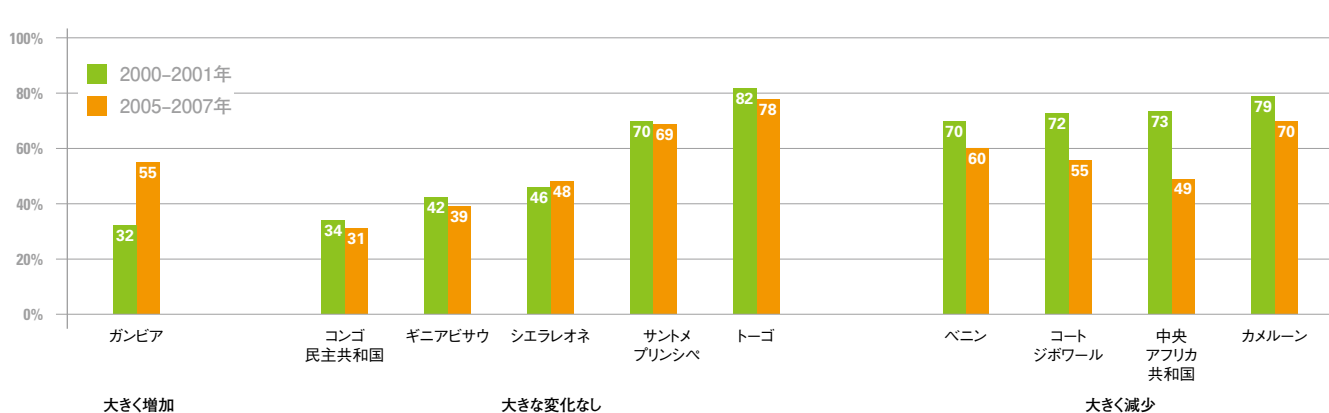
児童労働に従事している子どものなかには商業的に性的搾取されている子どももいる。この問題についての統計は入手できないが、ブルキナファソ、コンゴ、ガーナ、マリ、トーゴなどの国が、商業的な買春で搾取される子どもの数の増加を報告している。子どもの性的搾取は街頭での物売りや家事労働を装って行われることもあるが、多くは組織的な買春組織の手で搾取されている。³⁷

西部・中部アフリカは近年、紛争に悩まされ、中央アフリカ共和国やチャド、コンゴ民主共和国で慢性的な紛争が続き、コートジボワールやギニア、ギニアビサウの状況もお不安定なままである。紛争地帯の多くの子どもが性的暴力の犠牲になっている。この地域で性的暴力を生き抜いた子どもの50%が18歳未満である。³⁸

西部・中部アフリカの国では、いじめや体罰、教職員や仲間の生徒による性的虐待など学校での暴力が多発している。ユニセフが調査を行った結果、教育現場での暴力がこの地域の生徒、とくに女子生徒の中途退学率を高め、就学率を低下させていることが分かった。³⁹ 西部・中部アフリカの学校の就学率は世界で最も低い。

ガンビアでは出生登録率が増加している。

比較可能な動向データがある西部・中部アフリカ諸国における5歳未満児の出生登録率



注：ベニンは2001・2006年、コンゴ民主共和国は2000・2007年、シエラレオネは2000・2005年、ガンビアは2000・2005～2006年のデータをそれぞれに使用。

資料：MICSおよびDHS（2000～2007年）

西部・中部アフリカ地域では、子どもの権利である出生登録の実現に、ほとんど進展がみられなかった。調査した多くの国で出生登録率に改善が見られず、2000年以降に4つの国（ベニン、カメルーン、中央アフリカ共和国、コートジボワール）で登録率が目立って低下した。出生登録の動向を示すデータを入手できるすべての国のうち、ガンビアだけが登録率のかなりの上昇を示した。

西部・中部アフリカでは児童婚の割合が43%であり、この比率は南アジアに次いで高くなっている。この比率はデータを入手できる国のうちの4カ国で最も高い（ニジェール75%、チャド72%、マリ71%、ギニア63%）。これらの国では出生率も高く、20～24歳の女性の少なくとも44%が18歳になるまで

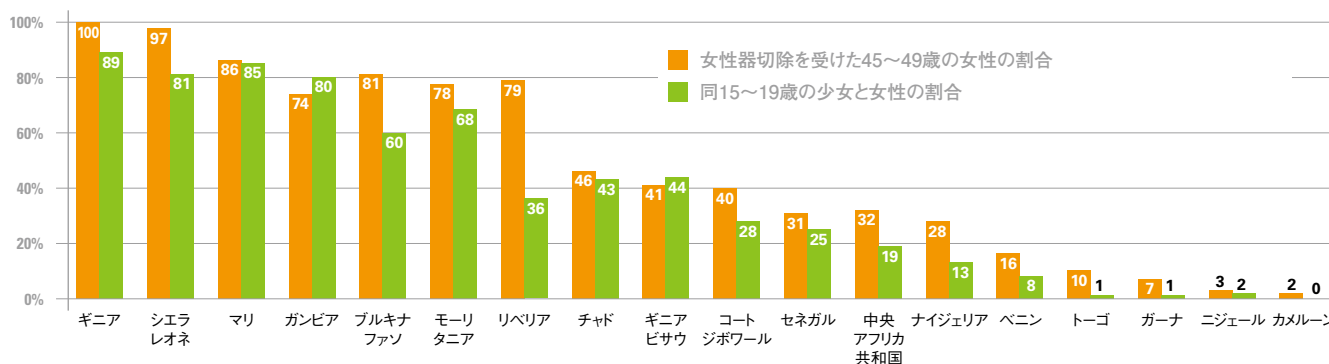
に子どもを産んでいる。

この地域の多くの国ではいまなおFGM/C（女性器切除）が広く行われ、ギニアとシエラレオネでは女兒の90%以上がFGM/Cを受けている。だが大多数の国では、若い女性が年長の女性ほどにはFGM/Cを受けなくなった。2009年2月までに11カ国がFGM/Cを違法とする立法を採択したが、この立法に基づいて逮捕や告発に踏み切ったのはブルキナファソ、ガーナ、セネガル、シエラレオネだけである。⁴⁰

この地域ではまた近年、親のケアを受けられない子どもの数が増え、2001年に1960万人だったものが2007年には2270万人に増えた。⁴¹

西部・中部アフリカ諸国の大多数でFGM/Cが行われなくなっている。

45～49歳の女性、15～19歳の少女/女性で女性器切除を受けた割合



資料：MICSおよびDHS（2003～2007年）

東部・南部アフリカ

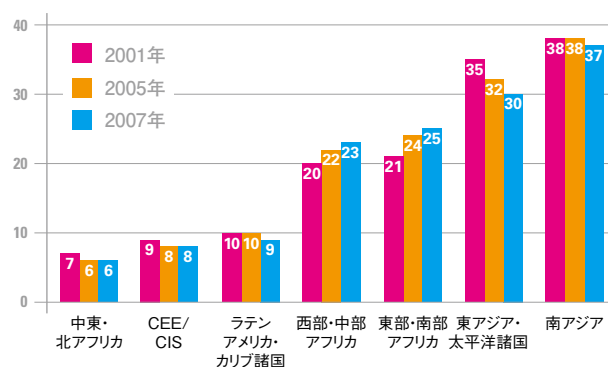
東部・南部アフリカでは親のケアを受けられない子どもの数が増えている。その多くがエイズで片親または両親を失った子どもである。児童婚や児童労働、ジェンダーベースの暴力も、この地域の多くの子どもに影響を与えている。一部の国では少女の多くがFGM/Cを受けているが、FGM/Cを受ける女性の比率は徐々に低下している。

東部・南部アフリカ地域で、さまざまな理由で片親または両親をなくした18歳未満の子どもの推定数は2001年には2110万人だったが、2007年には2490万人に増え、870万人の子どもがエイズで片親または両親を失っている。⁴² 南部アフリカの4カ国（レソト、南アフリカ、スワジランド、ジンバブエ）では、15歳未満の子どもの4分の1以上が親のいない世帯で暮らしており、ナミビアではこの比率が3分の1を超えている。⁴³

サハラ以南のアフリカでは、エイズその他による成人の死が増えるなかで、親族による子どもの非公式の養育の伝統が、そうした事態に対する重要な対応メカニズムになっている。だがそれによる家族やコミュニティへの負担が限界に達して、孤児院やホームの数が警戒すべき速さで増え始めた。国の社会的保護戦略では、家族の中に子どもをおいておくことが、HIVエイズのさまざまな影響の中で貧困に取り組むことの戦略として推進されている。域内22カ国のうちの16カ国が、親のケアを受けられない子どものニーズに応えるための国内行動計画を策定する上で前進を見せている。それら行動計画はエイズの影響を受けた子どもを含むすべての孤児や弱い立場にある子どもを対象にしている。⁴⁴

2001～2007年の期間に、西部・中部アフリカ、東部・南部アフリカのいずれにおいても孤児の数が増加した。

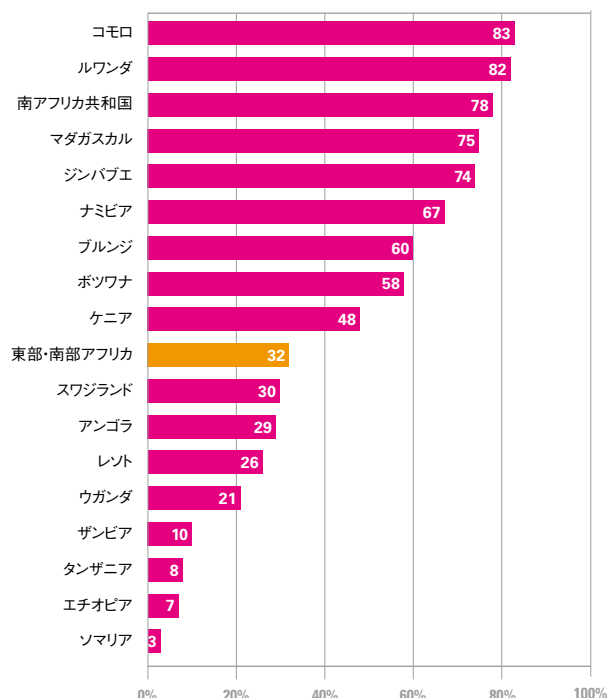
何らかの原因で片親または両親を失った18歳未満の子どもの数
(単位：百万人)



資料：UNAIDS未公表の推定値(2008年)

東部・南部アフリカは子どもの出生登録率が最も低い地域であり、登録率も国によって様々である。

出生登録された5歳未満児の割合



注：ケニア、南アフリカ共和国、タンザニアのデータは標準の定義によるものではない。

資料：MICS、DHSおよび主な住民登録システムのデータ(2000～2007年)

出生登録はエイズの影響下にある子どもなど、脆弱な子どもにとってとくに重要である。たとえば親のケアを受けられない子どもは、暮らしを支えるために財産権を確認する必要に迫られることがある。だが東部・南部アフリカの出生登録率は世界でも最も低く、32%にとどまっている。国ごとの登録レベルの格差も最大で、登録率はソマリアの3%からコモロの83%にわたっている。

この地域では児童婚も多く、20～24歳の女性の推定36%、650万人が18歳になるまでに結婚または事実婚状態になり、マラウイとモザンビークでは20～24歳の女性の少なくとも半数がそうしている。2カ国—ケニアとザンビア—での近年の調査では、子どものときに結婚した女性のHIV感染率が性的に活発な未婚の少女よりも高いことが分かっている。⁴⁵

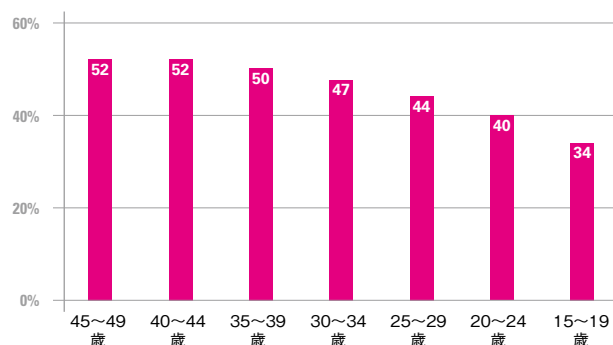
東部・南部アフリカでは、児童労働に従事する5～14歳児の比率が他のどの地域よりも高くなっている。また地域全体の平均値からは、国ごとの比率に大きな格差があることがわからないが、実際にはスワジランドの9%からエチオピアの53%まで多様である。

この地域ではFGM/C（女性器切除）の廃止に向けて多少の前進がみられた。全体として少女や若い女性は、徐々にではあるが年長の女性ほどにはFGM/Cを受けなくなり、娘も母親ほどにはFGM/Cを受けなくなっている。2008年の末にはエリトリア、エチオピア、ケニア、南アフリカ、タンザニアがFGM/Cを違法とする立法を行ったが、この法律に基づく逮捕や告発は、いずれの国でも行われていない。⁴⁶

東部・南部アフリカは定期的に戦争や内戦、干ばつ、サイクロン、洪水や疫病などの緊急事態に見舞われており、そうしたなかで子どもが性的、身体的な暴力、搾取や虐待など、ますます多くの危険にさらされている。⁴⁷

東部・南部アフリカではFGM/Cが減少している。

15～49歳の少女と女性で女性器切除を経験した割合（年齢集団別）



注：数値は、FGM/Cの経験者が人口の1%以上を占める地域にある7カ国のうち6カ国の平均値。

資料：MICS、DHSおよびその他の国別調査(2002～2006年)

南アジア

南アジアでは児童婚が他のどの地域よりも多い。この地域では出生を登録されない子どもの数も最も多く、2007年には世界全体のほぼ半分を占めた。この地域では児童労働や人身売買、性的搾取、虐待も大きな問題になっている。

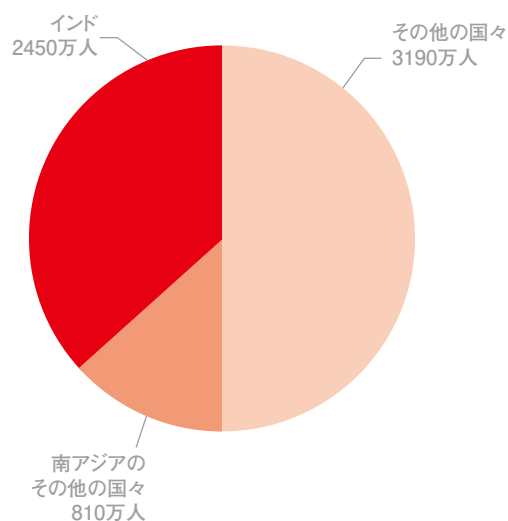
18歳になるまでに結婚または事実婚状態となる世界の20～24歳の女性の半分以上が南アジアの女性で、子どものときに結婚する世界の女性の3人に1人がインドの女性である。南アジアのほとんどの国では、法で禁じられているにもかかわらず、児童婚が慣習や宗教的行為として定着しているため、禁止することがむずかしい。インド、ネパール、パキスタンの子どもは、10歳になるずっと前に婚約させられたり、結婚させられたりすることさえある。⁴⁸ 児童婚からより大きな影響を受けるのは少女であるが、インドやネパールでは少年の児童婚の比率も10%またはそれ以上となっている。

2007年に生まれて出生が登録されなかった子どもの推定47%が南アジアの子どもで、それら2400万人の子どものうち1600万人がインドの子どもである。この地域では総じて出生登録率が農村部（30%）と都市部（52%）の間で大きく異なる。

南アジアの子どもの約13%（およそ4400万人）が児童労働に従事している。そのうちの2900万人がインドの子どもで、インドの児童労働率は12%となっている。だがインド国内の州ごとの児童労働率には大きな差があり、グジャラート州では32%に達するが、ゴア州やケララ州ではわずか3%にとどまっている。このことから、児童労働の撤廃を目指す政策は対象地域をしばることが不可欠であることがわかる。

世界全体の子ども花嫁の半数が南アジア、3分の1がインドで暮らしている。

20～24歳の女性のうち
18歳未満で結婚もしくは事実婚状態になった人の数（2007年）

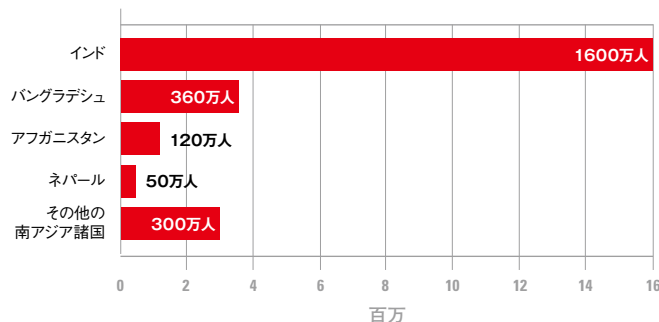


注：数値は、世界人口の61%に当たる96カ国のデータをもとに概算。20～24歳の女性の数は2007年のデータを、児童婚の割合は2000～2007年のデータを利用した。中国については、児童婚に関するデータがユニセフのデータベースにないため除外した。

資料：MICS、DHSおよびその他の国別調査（2000～2007年）

出生登録されていない子どもは南アジア全体で2400万人、インドで1600万人にのぼる。

年間の出生未登録者数 2007年



資料：MICS、DHSおよびその他の国別調査と主な住民登録システムのデータ(2000～2007年)

南アジアのすべての国で子どもの性的虐待と搾取は大きな懸念事項である。子どもは、カーストや民族、経済的な地位などで差別、放置、不利益を受けている場合、性的虐待その他の形の暴力に対してより脆弱になる。概して、少女の方がそうした暴力にさらされやすい。⁴⁹

南アジアでは子どもが広く売買されて、有害な労働や買春、家事奴隷労働などで搾取されている。⁵⁰ 他の地域と同様に、子どもの人身売買は、とくにバングラデシュやインドのように国内だけでなく、南アジアの国と国の間でも行われ、ネパールの子どもがインドに売られて搾取されたり、パキスタンの子どもがアフガニスタンで搾取されたりしている。南アジアの人身売

買の犠牲者は、ヨーロッパや中東にもみられる。⁵¹ 人身売買の犠牲になった子どもを保護したり、人身売買に対してとられるいかなる司法手続も子どもに配慮したものにするのに対し、まだ十分に力が注がれていない。⁵²

南アジア地域では反乱や政情不安による人為的な緊急事態と洪水や地震などの自然災害の双方が、子どもに深刻な影響を与えている。アフガニスタンでは長引く紛争で国土の40%以上が孤立状態に置かれ、人道援助の従事者が長期にわたってそれらの地域にほとんどまたはまったくアクセスできなくなっており、15万人以上が国内避難民と化している。スリランカでは紛争地域における急性・慢性の栄養不良のレベルが国の平均を大きく上回り、25万人もの子どもが学校に通えなくなっている。ネパールでは子どもの保護システムの多くが崩壊して、子どもがいまなお暴力や虐待、搾取にさらされやすいままである。⁵³

「子どもの権利委員会」は、南アジアの青少年司法システムが子どもの尊厳を守り、子どもをコミュニティに復帰させることに十分に力を入れていないことに対して、懸念を表明してきた。⁵⁴ 成人に適用する制度がそのまま青少年にも適用され、そのもとで青少年があまりにも早急に収監されている。⁵⁵

2006年の国連事務総長の「子どもに対する暴力に関する調査」の推定によると、この地域では毎年4100万人から8800万人の子どもが家庭内で暴力を目撃しており、この数字は世界の地域別の総数としては最も多くなっている。⁵⁶

中東・北アフリカ

中東・北アフリカ地域の国々では暴力、虐待、搾取など、子どもの保護問題への関心が高まっている。だがFGM/C(女性器切除)や体罰は今も広く行われ、域内の紛争によって子どもが引き続き深刻な影響を受けている。

FGM/Cはこの地域の一部の国で今も広く行われているが、その動向を示すデータが入手可能な2つの国(エジプトとスーダン)で、FGM/Cに対する人々の態度が変わり始めたことを示す有望な兆候がみられた。それらのデータによると、エジプトでは最近になって娘を産んだ母親が、娘にFGM/Cを受けさせるつもりだと言わなくなっている。だが全体としての前進はまだ遅く、少女の大多数がいまなおFGM/Cを受けている。

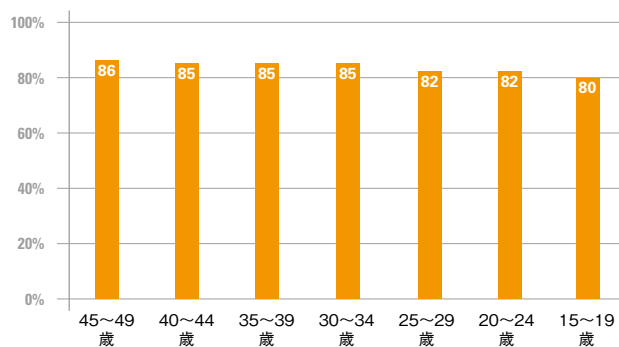
世帯調査のデータによると、エジプトでは伝統の施術者ではなく、医師や看護師、助産婦がFGM/Cを行うことが増えている。FGM/Cがこのような「医療化」することで、少女の保健上のリスクが緩和する可能性はあるが、それが人権を侵すという点では何の変わりもない。「子どもの権利条約」その他の規約は、文化的な生活に参画する権利を強調しているが、このことは身体を健全な状態に保つ権利や性別に基づく非差別と平等の原則を侵すような伝統的な慣習を是認するものではない。

エジプトとジブチはともにFGM/Cを違法とする立法を行っており、エジプトはこの立法に基づいてすでに何人かの個人を告発する措置をとっている。⁵⁷

子どもに対する体罰や暴力的なしつけの問題は、なお多くの前進を必要とする。中東・北アフリカでは子どもの4人に3人が体罰を受け、3人に1人が顔や頭や耳を強く、あるいは繰り返し叩かれている。この地域では2008年10月現在、家庭での体罰を禁止する立法を行った国は一つもないが、12カ国が学校での体罰を禁じている。⁵⁸

FGM/C普及の程度は中東・北アフリカでほとんど変化が見られない。

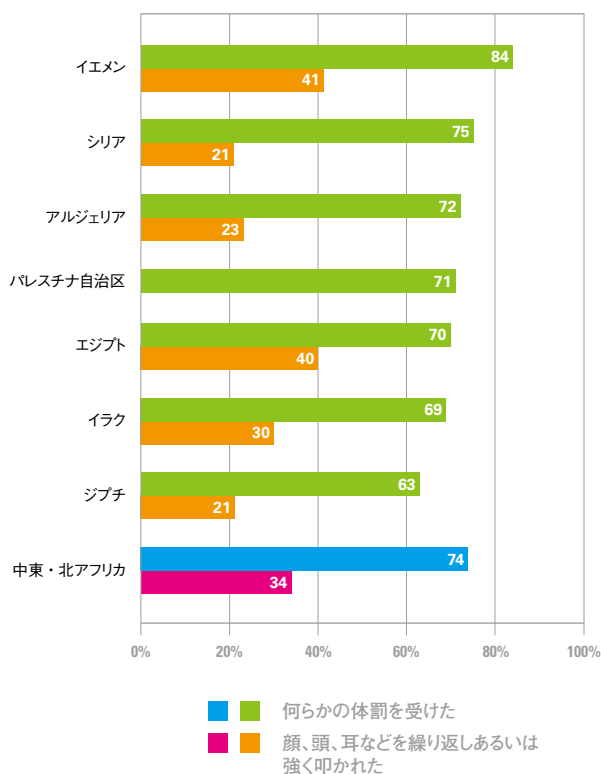
15～49歳の少女と女性で女性器切除を経験した人の割合(年齢集団別)



注：数値はFGM/Cの経験者が人口の1%以上を占める地域にある国々の平均値。
資料：MICS、DHSおよびその他の国別調査(1997～2007年)

中東・北アフリカでは子どもの4人に3人が体罰の対象となっている。

2～14歳の子どもの何らかの体罰を経験した割合
同じく顔、頭、耳などを繰り返しあるいは強く叩かれた子どもの割合



妻への暴力に対する人々の態度について入手できるデータはまた、DM（ドメスティック・バイオレンス）が広く容認されていることを示している。この地域の4カ国での世帯調査の結果、15～49歳の少女と女性の平均58%が、一定の条件のもとであれば夫が妻に暴力を振るうことが正当化されると考えていることが分かった。

児童労働率は平均9%で、シリアでは4%、スーダンでは13%とされ、この地域はCEE/CIS（中東欧・独立国家共同体）を除く他のどの開発途上地域よりも低くなっている。この地域のほとんどの国では、少女よりも少年の方が多く働いているが、ジブチではその逆になっている。

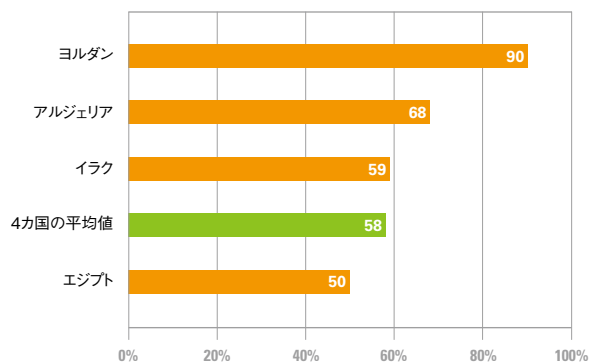
中東・北アフリカでは20～24歳の女性の18%が18歳になるまでに結婚または事実婚状態になっているだけで、児童婚率がCEE/CISを除く他のどの開発途上地域よりも低くなっている。この地域で児童婚が最も多いのはスーダン（34%）とイエメン（32%）である。

ダルフル（スーダン）やイラク、パレスチナ自治区は、緊急事態下およびその後の再建期に子どもの保護システムを強化する必要があることを認めている⁵⁹ものの、武力紛争が続き、この地域の多くの場所では、重要な子どもの保護が困難になっている。

ヒューマン・ライツ・ウォッチによれば、2005年1月以降に5つの国が18歳未満の子どもを処刑したことを明らかにしたが、そのうちの4カ国（イラン、サウジアラビア、スーダン、イエメン）がこの地域にある。⁶⁰

この地域の4カ国では、女性の平均58%が夫から妻への暴力を正当だと考えている。

地域内でデータが入手できる4カ国で一定の条件のもとであれば夫から妻への暴力が正当化されると考える15～49歳の少女と女性の割合



ラテンアメリカ・カリブ諸国

ラテンアメリカ・カリブ諸国における子どもの保護に関わる主要な問題は暴力である。暴力は、街頭、少年司法のシステム、家庭で行われ、性的虐待や搾取の形でも行われている。児童労働や出生登録もこの地域で優先すべき課題になっている。

この地域の4つの国における小火器の影響に関するユニセフの最近の調査によると、この地域での小火器による暴力の発生率は世界で最も高く、それによる殺人は世界全体の42%を占めている。⁶¹ この調査は、子どもはこれらの加害者になるよりも犠牲者となる場合が多いことを示した。たとえばジャマイカでは18歳未満の少年が暴力がらみの傷害の犠牲者の60%を占めている。⁶²

この調査は、子どもが小火器を扱うことが容認されているのは、この地域の文化が暴力に対して寛容で、しかも男らしさというものが誤って理解されていることによるとしている。この調査でインタビューした多くの子どもが、違法行為に関わるようになった理由として、家族からもっと金をかせぐように圧力を受けたことをあげている。小火器を手に入れたのは金のためではなく、社会的地位のためだったと答えた子どももいる。⁶³

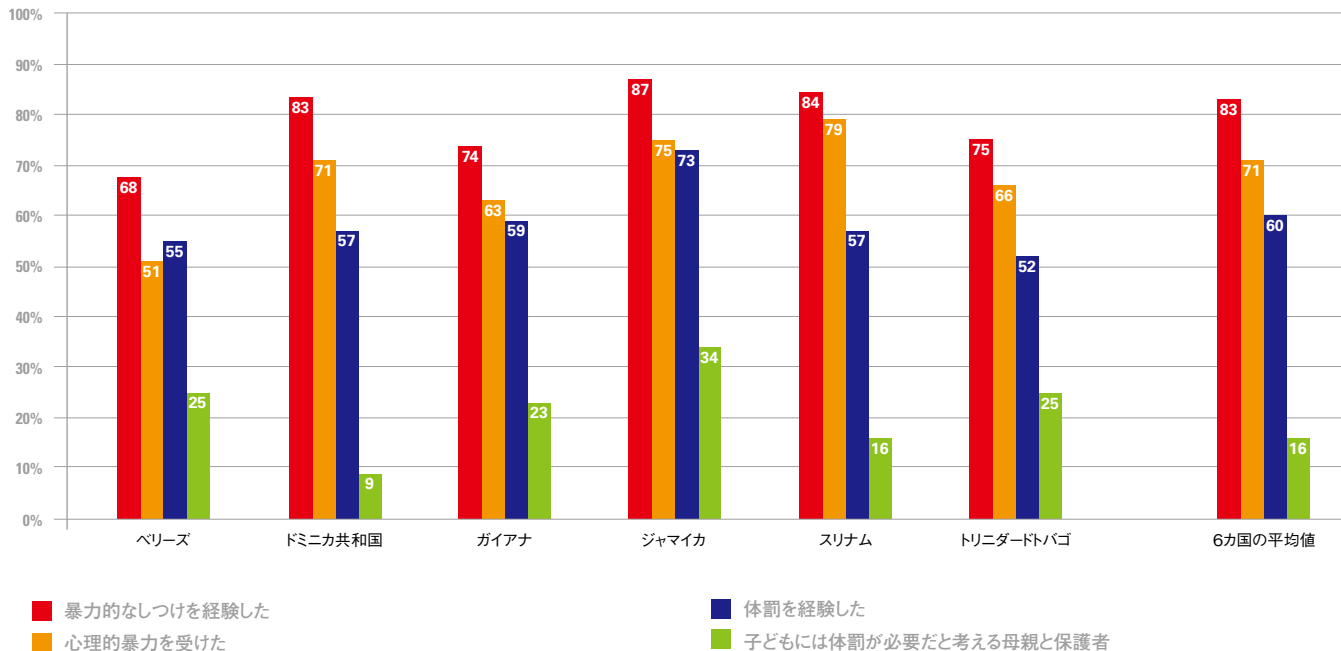
家庭での暴力も広く見られる。この地域の6カ国のデータによると、2～14歳児の平均83%が暴力的な形のしつけを受け、60%が体罰を経験している。他方、それとは対照的に子どもを育てるうえで体罰が必要だと答えた母親と保護者は、平均で16%にすぎなかった。またこの地域の9カ国で調査した15～49歳の少女と女性の16%が、一定の条件のもとであれば夫が妻に暴力を振るうことは正当化されると答えている。

暴力は少年司法の場でも日常化している。拘留中の子どもが拷問されたり、警察が子どもをスパイ活動に使ったりしたという報告もある。それどころか更正施設に拘留されている子どもが武器を手に入れることもそうむずかしくはない。⁶⁴

この地域の児童労働の比率は平均11%で、子どもは通常は採石場やコーヒーのプランテーション、鉱山、さとうきび畑、卸売市場などで働いており⁶⁵、女兒は主として家事労働に従事している。世帯調査の結果では、豊かな家庭の子どもよりも貧しい家庭の子どもの方が児童労働に使われやすく、たとえばボリビアとニカラグアでは、人口の最も貧しい20%の世帯の子どもは、最も豊かな20%の世帯の子どもの6倍も多く働いている。

ラテンアメリカ・カリブ諸国の6カ国では、暴力的なしつけを経験した子どもが平均で83%にのぼる。

6カ国で、何らかの暴力的なしつけを経験したことのある2～14歳の子どもの
しつけの種類別割合
子どもには体罰が必要だと考えている母親と保護者の割合



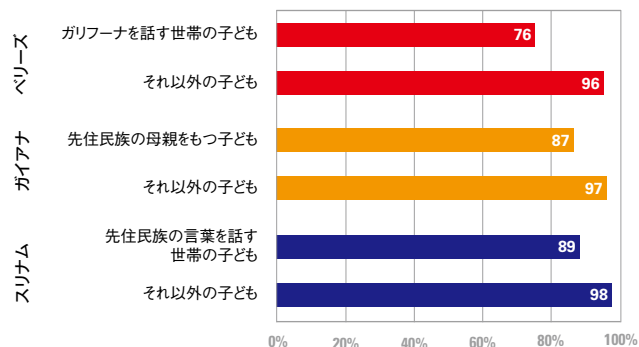
注：これら6カ国の人口はラテンアメリカ・カリブ諸国全体のわずか3%に過ぎないため、データも地域を代表しているとはいえない。
資料：MICSおよびその他の世帯調査(2005～2007年)

国連薬物犯罪事務所（UNODC）の推定によると、人身売買されて米国にいる人の41%がラテンアメリカ・カリブ諸国出身である。人身売買は域内でも行われ、売買された人々がボリビア、エクアドル、グアテマラ、パラグアイなどに送り込まれている。⁶⁶

ラテンアメリカ・カリブ諸国の出生登録率は89%で、他のほとんどの開発途上地域よりもはるかに高くなっているが、登録率には大きなばらつきがあり、先住少数民族の子どもやアフリカ系の世帯では登録率が低くなる傾向がみられる。たとえばベリーズ、ガイアナ、スリナムでは、生まれた子どものほとんどが登録されているが、先住少数民族の子どもの場合は登録率が低くなっている。

先住少数民族の子どもたちは、出生登録されていないケースが多い。

出生登録されている5歳未満児の子どもの割合
(属性別、データのある国のみ)



注：ベリーズでガリフナを話す世帯の子どもについては、データが25例未満である。
資料：MICS(2006～2007年)

東アジア・太平洋諸国

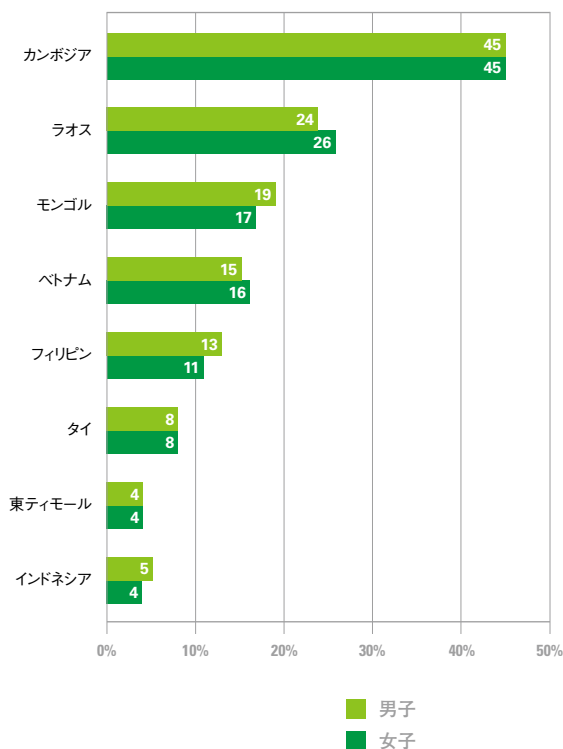
この地域の最も緊急の懸念事項は、児童労働、人身売買、性的搾取、司法システムのもとにある子どもであり、貧困や不平等が子どもの権利の侵害に拍車をかけている。だがこの地域のいくつかの国は出生登録率の改善で大きな前進を遂げた。

東アジア・太平洋諸国の児童労働率は、データのない中国を除いて平均10%だが、他の地域と同様、この数字も国々の間の大きな較差を覆い隠しており、カンボジアの45%から、インドネシアや東ティモールの4%まで様々である。児童労働率には男女間で差はない。

アジアのほとんどの国では、子どもの家事労働は都市化の流れの一環とみなされ、⁶⁷ ホーチミン市（ベトナム）の子どもの家事労働についての調査では、児童労働がどの階層の家族の間でも同じように行われていることが分かっている。また、子どもの家事労働がほとんど記録されておらず、そのことでそれらの子どもが搾取や虐待に対してとくに弱い立場に立たされていることも分かっている。⁶⁸ カンボジアとベトナムで得られた質的データによると、住み込みの家事手伝いとなる子どもの人身売買が、親の負債を子どもが返済するといった奴隷労働と結びついている。⁶⁹

子どもたちは男女を問わず、働かされている。

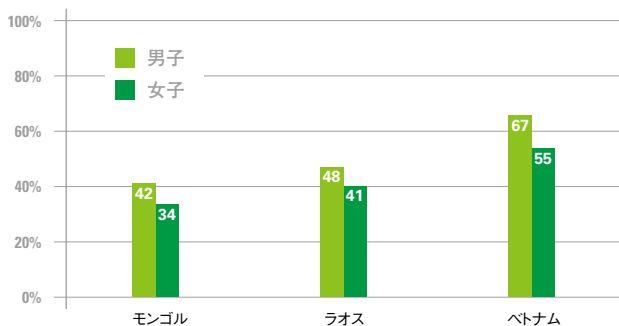
労働に従事している5～14歳の子どもの割合（性別）



資料：MICS、DHSおよびその他の調査（1999～2006年）

東アジアでは、女子より男子の方が 体罰を受けている割合が多い国がある。

何らかの体罰を経験した2～14歳の子どもの割合
(性別、データのある国のみ)



資料：MICS (2005～2006年)

東アジア・太平洋諸国の7カ国についてユニセフが調査した結果、この地域の人身売買が主として不法移住という状況の中で行われていることが分かった。自分の意思で移住しようとした子どもが移住の途中や移住の目的地で売買されたり、とくに農村地域では両親の移住のあとに残された子どもが売買の危険にさらされたりしている。労働や性的搾取の目的での売買と並んで、不法な養子縁組、少年の買春や武力紛争への徴用を目的にした子どもの人身売買が報告され始めたことが、この地域の懸念材料になっている。⁷⁰

2006年の国連事務総長による「子どもに対する暴力に関する調査」は、この地域で毎年2000万人から6100万人の子どもが家庭で暴力を目撃していると推定しており、地域別の総数としては世界で2番目に多くなっている。⁷¹ 体罰については、それを禁じている国はこの地域で半数に満たず、家庭での体罰を禁じている国はない。⁷² 一部の国では、少女よりも少年の方が体罰を受けることが多い。

子どもに対するいじめその他の形態の暴力の問題は、域内の国々によって取り上げられ始めたばかりである。たとえばラオスでは少女の98%、少年の100%が学校でいじめを目撃したと語っており、いじめられるのは通常は民族的少数派の子どもである。⁷³

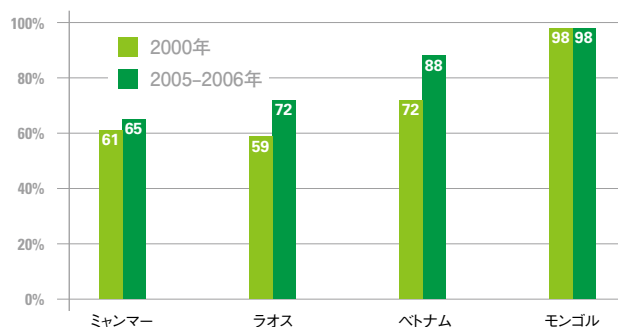
過去10年の間に東アジア・太平洋諸国のほぼすべての国で、犯罪をおかす子どもの数が増加した。だがその多くが経済的に貧しく、社会的にも阻害されている子どもたちである。またそのほとんどが微罪や薬物乱用にかかわる罪を犯しただけで、再犯率も低い。このことから、子どもの保護監察の手段の質を高め、範囲を広げることがきわめて重要であることがわかる。⁷⁴

出生登録率の地域平均は72%（中国を除く）で、5歳未満児の登録率はラオスやベトナムでかなり高くなった。この地域で未登録の子どもは、貧困世帯、被差別世帯、避難民世帯などの子どもであったり、住民登録システムが脆弱な国の子どもである。⁷⁵

出生登録に関するユニセフの報告は、タイで登録率が高い（99%）ことが2004年12月の大津波の犠牲者の安否調査と家族の再会に役立ったと指摘している。⁷⁶ この経験は緊急事態下にある他の国々にとって大きな教訓になった。すなわち、子どもの保護システムや保護ネットワークを設けることが緊急事態下での虐待、放置、搾取を防ぎ、それらに対応するために、いかに有用であるかを示している。

出生登録率がめざましく増加している国もある。

動向データがある国々における5歳未満児の出生登録率



注：ミャンマーについては2000・2003年、モンゴルは2000・2005年、ラオスとベトナムは2000・2006年のデータである。

資料：MICS、DHSおよびその他の国別調査、主な登録データ（2000～2006年）

中東欧・独立国家共同体 (CEE/CIS)

CEE/CIS地域には子どもの保護に国家が介入するという強い伝統があるが、これは過去の社会主義の時代から受け継がれてきたものである。だが子どもへの暴力や性的搾取その他の虐待がいまなお隠され、子どもの保護システムが時代遅れで、設備も整っておらず、この地域が直面している新たな課題に取り組めないことが懸念されている。あまりにも多くの子どもが施設でケアされていることや、司法システムによる子どもの取り扱い、子どもの人身売買などについても、懸念すべき理由がみられる。

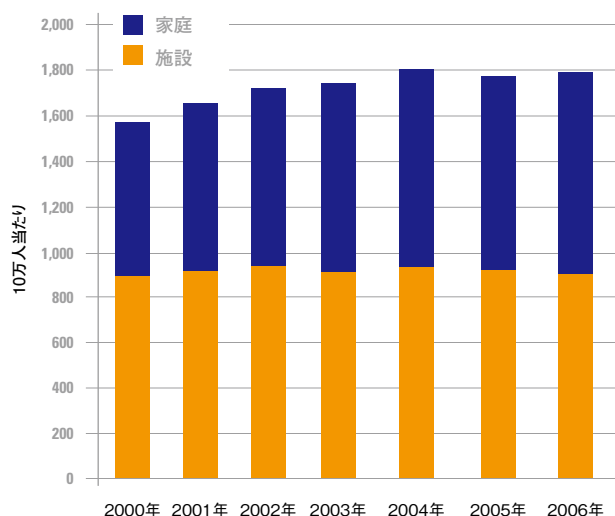
CEE/CIS地域では、施設で生活する子どもの比率が他のどの地域に比べてもはるかに高く、このことは多くの貧しい家庭にとって施設がいまなお主な対応手段の一つになっていることを示している。推定で80万人以上の子どもが施設に入っており、いまではそういった子どもの比率がソ連時代からの移行期初期の比率を上回っている。⁷⁷

最近のユニセフの調査の結果、とくに障害をもつ子どもが施設に収容されることが多く、CEE/CIS地域では健常児に比べて障害をもつ子どもが17倍にのぼることが分かっている。推定では、ウズベキスタンの施設で生活する子どもの82%までが障害をもつ子どもである。⁷⁸

この地域の少年司法システムはまだ国際的な基準を満たしておらず、罪を犯した若者は警察からの暴力、そして拘留中には職員や拘留仲間からの暴力にさらされる可能性がある。⁷⁹

CEE/CISでは、施設で生活する子どもの割合が全般的に増加している。

施設で生活する18歳未満の子どもの数
10万人当たり(2000~2006年)

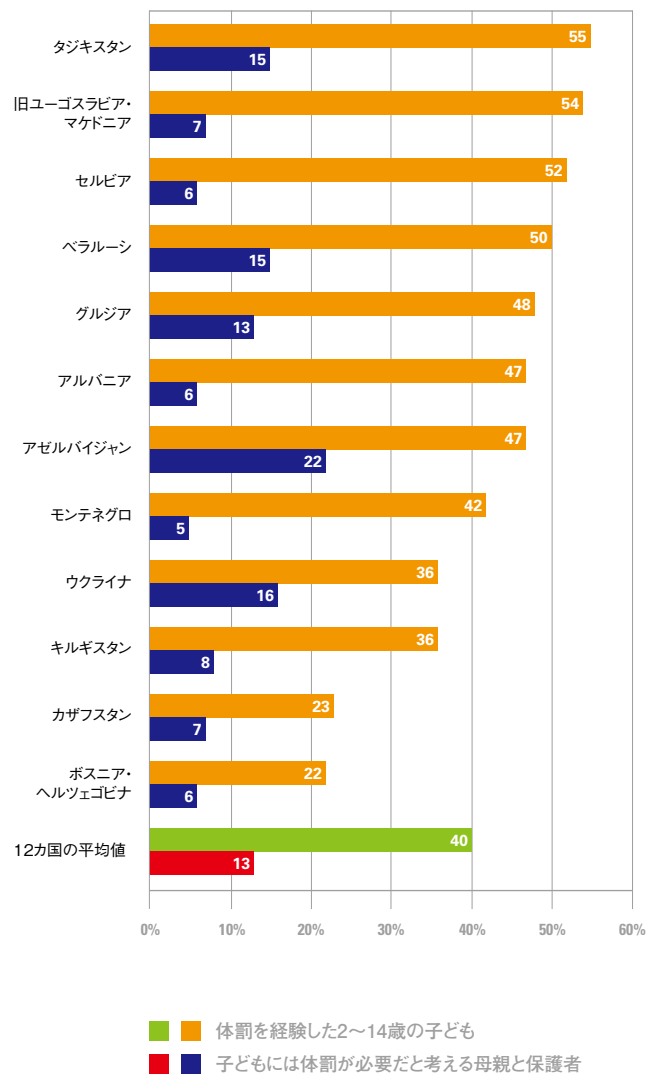


注：施設に関するデータはタジキスタンについては2000~2002年、グルジア2004~2006年、クロアチアおよびモンテネグロ2001・2003・2005年がないため、その前後数年間の数値をもとに平均値を算出した。家庭での育児については、セルビアは2000・2001年のデータがないため推定値である。アルバニア、モンテネグロ、カザフスタン、トルクメニスタンについては、全期間を通じてデータがない。ブルガリアは2000・2001年、グルジアは2003~2006年、タジキスタンは2000~2004年のデータがない。数値は、欠測値処理により算出した。

資料：TransMONEE 2008年データベース(ユニセフ・イノチェンティ研究センター、フィレンツェ)

母親が体罰と考えていない場合でも、 実際の体罰は広範に見られる。

12カ国で体罰を経験した2～14歳の子どもの割合
子どもには体罰が必要だと考える母親と保護者の割合



注：12カ国の人口はCEE/CIS全体の28%に過ぎないため、これらのデータは地域を代表しているとはいえない。

資料：MICSおよびDHS (2005～2006年)

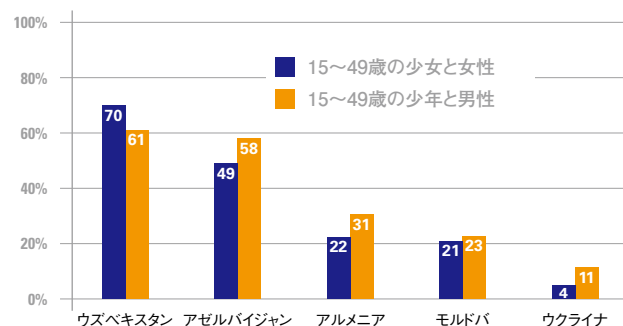
DM（ドメスティック・バイオレンス）に対する人々の態度には、この地域の国ごとに大きな違いがみられる。ウクライナでは女性のわずか4%が、一定の条件のもとであれば夫が妻に暴力を振るうことが正当化されると考えているだけだが、タジキスタンでは女性の74%がそう考えている。CEE/CIS地域の12の国についてのデータでは、2～14歳児の40%が体罰を経験しているが、そうしたしつけが必要だと考えている母親や保護者はわずか13%にすぎない。タジキスタンの子どもは体罰を受ける可能性があるが（55%）、ボスニア・ヘルツェゴビナでは体罰を受ける可能性が最も低い（22%）。

この地域で児童労働に従事する子どもの比率は6%で、他のどの開発途上地域よりも低い。だがこの数字はCEE/CIS地域での児童労働の傾向、とくに綿花の収穫期の児童労働をめぐる現在の論議を反映していない。子どもは男女ともに同じように児童労働に従事し、家事労働を含めると平均労働時間もほぼ同じである。

貧困やDMや親のアルコール中毒が、家を飛び出したいという気持ちを深めた要因だったことが、この地域の内外で売買された子どもによって広く報告されている。ユニセフの調査では、売買された子どものほとんどすべてが、自身を虐待から守り、売買されるのを防ぐのに役立つ情報や方法にアクセスできなかったことが分かっている。⁸⁰

CEE/CISでは、女性への暴力を正当化する 男性の割合が女性を上回る国々がある。

データがある5カ国において、一定の条件のもとであれば夫から妻への暴力は正しいと考える15～49歳の少女と女性および少年と男性の割合



資料：DHS、MICSおよびその他の国別調査 (2001～2007年)

先進工業国

先進工業国では移民コミュニティの有害な慣習と並んで、暴力や児童労働、人身売買が特に懸念事項となっている。

最近行われた児童虐待についての諸研究の分析によれば、先進工業国の子どもの少なくとも4%が毎年、身体的に虐待され、10人に1人が放置されたり、心理的に虐待されていることが分かった。その80%までが両親や保護者によるものだった。多くの先進工業国では親の大多数がいまなお子どもの体罰が容認されると考えている。⁸¹

推定では、子ども時代全体を通じて少女の5~10%、少年の5%未満が性的暴行を経験し、その3倍の数の子どもが何らかの形の性的虐待を経験している。⁸² だがデータによると、いくつかの状況下では身体的、性的虐待が減少しているようだ。

先進工業国では近年、子どもの身体的、とくに性的虐待が世間の注目を浴びてきた。だが放置や情緒的な虐待がもたらす害は十分に注目されてこなかった。子どもを虐待する親のリスク要因としては、貧困や心の健康の問題、低学歴、アルコールや薬物の乱用と並んで、自分が子どものときに受けた虐待の記憶がある。⁸³

移住者の子どもは、とくにその家族が不法に移住してきたために基礎サービスにアクセスできないような場合に搾取されやすく、売買されて性的に搾取されたり、強制的に働かされたり、家事奴隷労働に使われる危険が高まる。だが人身売買のすべてが国境を越えて行われているわけではなく、たとえばドイツやオランダでは売買の犠牲になった子どものほぼ4分の1が国内での売買であった。⁸⁴

出生登録は先進工業国ではほぼ完全に行われているが、移住者や被差別集団の子どもの場合は、登録されない可能性が高い。⁸⁵

先進工業国では児童婚は開発途上国ほど多くはないが、英国やフランス、米国では若者の少なくとも10%が18歳になるまでに結婚している。⁸⁶ 10代の妊娠の多くが、結婚やその他の正式な形をとらない状態での妊娠である。⁸⁷

FGM/C（女性器切除）は特定の移民コミュニティで行われているが、その実情についてはほとんどデータがない。2009年2月現在、12の先進工業国（オーストラリア、ベルギー、カナダ、キプロス、デンマーク、イタリア、ニュージーランド、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、英国、米国）がFGM/Cを違法とする立法を行っている。⁸⁸

今後の方向

子どもの保護がますます大きな国際的関心事になっているが、世界のすべての国でいまなお子どもが虐待を受けて、傷ついている。有害な条件のもとで働き、軍や武装グループに徴用され、家庭で暴力的なしつけを受け、街頭で性的に搾取されている。あまりにも早く結婚させられ、親のケアを受けずに暮らすことを余儀なくされている。

世界には暴力や搾取、虐待にさらされている子どもが多数存在するという事実は私たちの大きな懸念である。問題の規模があまりにも大きいので、子どもの保護についてもっと速く、もっと決然と前進しなければ、ミレニアム開発目標（MDG）を達成できないことは明らかである。

暴力や搾取、虐待を防ぎ、それらの問題に取り組んで「子どもの権利条約」がうたう子どもの権利を保障することが不可欠になっている。子どもを虐待する習慣が、貧困や社会的排除、HIVの感染を広げ、のちの世代に歓迎されない遺産を生み出すことになる。反対に、子どもが保護されれば、子どもの健康や教育や福祉が改善され、子どもがのちに親や市民として社会に貢献する能力が高まることになる。

この報告書は、いくつかの分野で前進がみられはしたが、前進があまりにも少なく、あまりにも遅いことも示している。貧困やジェンダーの不平等、有害な伝統的慣習、不十分な立法や政策、問題に鈍感な政府のサービスなど、子どもが保護を受ける権利を侵す要因が多いことは、問題に一つ一つ取り組むのではなく系統的、全体的に問題に取り組まないと、子どもの保護を実現できないことを物語っている。

この報告で取り上げた多くのテーマについて優れたデータがないことが、とくに社会を巻き込み行動を喚起する上での緊急の課題となっている。標準化した測定手法や国内の地域別、ジェンダー別、その他の社会的・経済的変数別に集計された一貫したデータが必要なことは明らかである。それらのデータをよりよく解釈し、理解して、政策やプログラム立案のプロセスに取り入れることが重要になっている。だがそれらの努力は無からの取り組みではなく、蓄積された経験や知識、結果に基づく証拠を利用する必要がある。

現在では子どもの保護を強化する無数の構成要素について理解が深まっており、いまやそうした理解を緊急に行動に移すべきときがきている。行動しないで年月を重ねているうちに、子どもたちは許されるべきでない暴力、搾取、虐待にさらされながらまた1年を過ごすことになる。

保護的な環境を築く：行動の要請

1. 政府に、すべての子どもを総合的に保護することを約束させる。政府は子どもの保護に対して十分な予算を配分して、子どもの保護を担う部門、とくに社会福祉や司法部門を強化すべきである。保護サービスを、問題を予防し、人々の要求に応えられるようなものにし、各種のサービス間で調整を行う必要がある。保護の計画や政策の立案から行動規範、研修、管理システムにいたるまで、専門家の役割も強化せねばならない。また、政府は脆弱な家族が社会的な保護をもっと利用できるようにする必要がある。

2. 立法を行い、法を実施して、包括的に子どもの保護問題に取り組む。政府が国際的な子どもの保護基準を承認し、その実施を約束することが、その出発点になる。国際的な規範や基準に沿った立法の枠組みを、効果的に強化し毅然として実施する必要がある。説明責任を果たし、子どもに対する違法行為に対する免責を廃止することも不可欠である。

3. 子どもの権利を侵害するような人々の態度や行動、慣習に代わる実行可能な選択肢について、信頼できる情報源からの正確な情報を提供する。コミュニティは子どもの福祉を強化し、子どもを暴力や虐待、搾取から守るためのもっと優れた方法を特定し、それらを取り入れられるようにならなければならない。コミュニティ・レベルでの活動と並んで、活動的で責任あるメディアを巻き込んだ一般向けの啓発キャンペーンは、子どもの保護を脅かす態度や考え、慣習を改めさせる役割を担うことができる。

4. 子どもの保護に関わる問題について、オープンな討論を促進する。有害な慣習が社会の態度や規範の結果であるような場合には、オープンな討論を通じて、それらの大規模な放棄に必要な集団的コンセンサスを築くことが不可欠になる。あらゆる形態の暴力や虐待、搾取がとりあげられ、検証されて、メディアの中で報告されるようにするとともに、保護政策の失敗を認め、話し合いを可能にするような環境を生みだして、若者が自分の懸念を家や学校や仲間同士で話し合えるようにする。暴力から解放された若者が脅されたり、村八分にされたりしないようにし、NGO（非政府団体）やメディアも介入を最小限にとどめながら活動する必要がある。

5. 子どもの意味のある参加とエンパワメントを促進する。子どもに影響を与える問題に子どもを参加させることが、子どものエンパワメントに不可欠であり、そうすることで子どもを自分自身や仲間を保護するための行為者に行うことができる。ライフスキル教育や仲間同士のコミュニケーション、差別を防ぐ活動に子どもを参加させ、法的手続きや子どもに関わる問題の解決法を探す活動にも子どもを参加させるようにする。

6. 家庭やコミュニティが子どもの保護に果たす役割を強化する。親や保護者は、ジェンダーに対する固定観念に取り組み、子どもの発達についての理解を深め、暴力に訴えないしつけを促進するプログラムの恩恵をうけることができる。政府は社会サービスを利用できるようにし、コミュニティベースの子どもの保護ネットワークや対話を支援し、女性や子どもに対するあらゆる形の暴力の排除を進めることで、保護環境を強化することができる。

7. 優れたデータの収集、分析、使用を促進して、モニタリングと監督を改善する。国はデータ収集や情報システムを改善して、脆弱な集団を特定し、政策立案のための情報を提供し、前進の状況を監視できるようにする必要がある。国家によるデータ収集はまた、子どもの保護に関するデータを性別や年齢その他脆弱性に関わる要因別に分けて定期的に収集しなければならない。子どもの保護への「システム・アプローチ」に沿った指標を特定し、子どもの保護システムの能力の改善状況や変化を測れるようにすることも重要である。政府や援助団体、コミュニティのデータ収集能力や、情報手段を子どもの保護に活用する能力への一層の支援も不可欠である。子どもの保護をめぐる諸課題について調査、分析し、子どもの保護イニシアチブを体系的に評価することも強化されねばならない。

8. 緊急事態下の子どもの保護環境を確保する。これには社会福祉、教育、保健、法の執行と司法の各要素を包含する多部門合同のアプローチが必要で、紛争の当事者は死、傷害、恣意的な逮捕や拘禁、武装グループによる徴募、ジェンダーベースの暴力、拷問、その他の過酷で人間の品位を損なうような取り扱いから子どもが確実に守られるようにすべきである。紛争の影響下にある国々もまた、国連安全保障理事会の決議1612号のもと、子どもの権利の重大な侵害を積極的に監視し、報告し、子どもの権利を侵した者に対する免責を停止し、合意に基づく行動計画を順守する必要がある。

参考文献

- ¹ United Nations Children's Fund, 'Monitoring Progress on Major Conventions, Declarations and Plans for Children' and 'UNSG Study on Violence against Children: What are the limitations of the existing data and how can they be improved?', UNICEF, New York, October 2006 (internal documents).
- ² Levine, Ruth, et al., 'Girls Count: A global investment & action agenda', Center for Global Development, Washington, D.C., 2008, pp. 41–42.
- ³ LeJeune, John, and Gerry Mackie, 'Social Dynamics of Abandonment of Harmful Practices: A new look at the theory', UNICEF Innocenti Research Centre, Florence, 2008.
- ⁴ Understanding Children's Work, unpublished estimates, 2009.
- ⁵ International Labour Organization, *The End of Child Labour: Within reach*, ILO, Geneva, 2006, pp. 37–38.
- ⁶ Haspels, Nelien, and Busakorn Suriyasarn, *Promotion of Gender Equality in Action Against Child Labour and Trafficking: A practical guide for organizations*, International Labour Organization, Bangkok, May 2003, p. 13.
- ⁷ ECPAT International, 'Exploitation of Children in Prostitution', Thematic paper, prepared for World Congress III Against the Sexual Exploitation of Children and Adolescents, ECPAT International, Bangkok, November 2008, pp. 28–29.
- ⁸ United States Government Accountability Office, 'Human Trafficking: Better data, strategy, and reporting needed to enhance U.S. antitrafficking efforts abroad' (GAO-06-825), GAO, Washington, D.C., July 2006, pp. 2, 11–12.
- ⁹ United Nations Office on Drugs and Crime, *Global Report on Trafficking in Persons*, UNODC, New York, February 2009, pp. 11, 49–50.
- ¹⁰ Ibid., pp. 8, 44.
- ¹¹ World Bank, *World Development Report 2007*, World Bank, Washington, D.C., pp. 191–193.
- ¹² See, for example: United Nations Office on Drugs and Crime, *Global Report on Trafficking in Persons*, UNODC, New York, February 2009; Regional Thematic Working Group on International Migration including Human Trafficking, *Situation Report on International Migration in East and South-East Asia*, International Organization for Migration, Bangkok, 2008; Cortes, Rosalia, 'Children and Women Left Behind in Labour Sending Countries: An appraisal of social risks', United Nations Children's Fund, New York, August 2008.
- ¹³ Swärd, Susann, and Lise Bruun, 'Conference Report: Focus on children in migration – From a European research and method perspective', Save the Children Sweden, European Network of Masters in Children's Rights and Separated Children in Europe Programme, Warsaw, 2007, p. 12.
- ¹⁴ Bhaba, Jacqueline, *Independent Children, Inconsistent Adults: International child migration and the legal framework*, UNICEF Innocenti Research Centre, Florence, May 2008, pp. 1, 2.
- ¹⁵ Filmer, Deon, *Disability, Poverty and Schooling in Developing Countries: Results from 11 household surveys*, World Bank Policy Research Paper 3794, Washington, D.C., December 2005, p. 15.
- ¹⁶ Sobsey, Dick, 'Exceptionality, Education, and Maltreatment', *Exceptionality*, vol. 10, no. 1, 2002, pp. 29–46.
- ¹⁷ Government of Brazil, 'Draft UN Guidelines for the Appropriate Use and Conditions of Alternative Care for Children', United Nations, New York, 18 June 2007, p. 6.
- ¹⁸ United Nations Children's Fund, 'Who Is the Vulnerable Child? Using data from DHS and MICS to identify vulnerable children in an era of HIV/AIDS', UNICEF, New York, 2008, PowerPoint presentation, <www.irishaid.gov.ie/uploads/Kiersten%20who_is_the_vulnerable_child-oct7.ppt>, accessed 29 May 2009.
- ¹⁹ United Nations Children's Fund, 'The Institutional Care of Children', Programme Division, UNICEF, New York, January 2008 (internal document).
- ²⁰ United Nations Children's Fund, 'Children in Detention: Calculating global estimates for Juvenile Justice Indicators 2 and 3', Programme Division, UNICEF, New York, 2007 (internal document).
- ²¹ Ibid.
- ²² Cappelaere, Geert, Anne Grandjean and Yasmin Naqvi, *Children Deprived of Liberty: Rights and realities*, Editions Jeunesse et Droit, Liege, Belgium, 2005, pp. 280–281.
- ²³ Bencomo, Clarisa, *The Last Holdouts: Ending the death penalty in Iran, Saudi Arabia, Sudan, Pakistan and Yemen*, Human Rights Watch, New York, September 2008, p. 1.
- ²⁴ Office of the Special Representative of the Secretary-General for Children and Armed Conflict, and United Nations Children's Fund, *Machel Study 10-Year Strategic Review: Children and conflict in a changing world*, OSRSG-CAAC and UNICEF, New York, April 2009, p. 19.
- ²⁵ Ibid., p. 161.
- ²⁶ United Nations Children's Fund, 'Children Born of Sexual Violence in Conflict Zones: DRC Study', UNICEF, New York, 2009, pp. 1, 6.
- ²⁷ Office of the Special Representative of the Secretary-General for Children and Armed Conflict, and United Nations Children's Fund, *Machel Study 10-Year Strategic Review: Children and conflict in a changing world*, OSRSG-CAAC and UNICEF, New York, April 2009, p. 151.
- ²⁸ Otunnu, Olara A., 'Era of Application: Instituting a compliance and enforcement regime for CAAC', Statement before the Security Council, United Nations, New York, 23 February 2005, p. 3.
- ²⁹ UNICEF analysis of the declarations of States that have signed, signed and ratified, or acceded to the Optional Protocol on the involvement of children in armed conflict (internal document).
- ³⁰ Coalition to Stop the Use of Child Soldiers, *Child Soldiers: Global report 2008*, Coalition to Stop the Use of Child Soldiers, London, 2008, pp. 290–407.
- ³¹ The 14 countries are Afghanistan, Burundi, Central African Republic, Chad, Colombia, Democratic Republic of the Congo, Iraq, Myanmar, Nepal, Philippines, Somalia, Sri Lanka, Sudan and Uganda.
- ³² Office of the Special Representative of the Secretary-General for Children and Armed Conflict, and United Nations Children's Fund, *Machel Study 10-Year Strategic Review: Children and conflict in a changing world*, OSRSG-CAAC and UNICEF, New York, April 2009, p. 21.
- ³³ International Campaign to Ban Landmines, *Landmine Monitor Report 2008: Toward a mine-free world – Executive Summary*, Mines Action Canada, Ottawa, October 2008, p. 30.
- ³⁴ Cluster Munitions Coalition, 'Treaty Status', CMC, London, <<http://www.stopclustermunitions.org/treatystatus/>>, accessed 7 May 2009.
- ³⁵ World Vision Canada, *Small Arms and Children: Progress since 2001 and recommendations for further action*, World Vision Canada, Mississauga, 2006.

- ³⁶ United Nations Office on Drugs and Crime, *Global Report on Trafficking in Persons*, UNODC, New York, February 2009, pp. 92–109.
- ³⁷ UNICEF West and Central Africa Regional Office, 'OVC Programming (Orphans and Other Vulnerable Children) Including Children Affected by HIV and AIDS in West and Central Africa', Working Paper, UNICEF, Dakar, November 2008, p. 15.
- ³⁸ United Nations Children's Fund, *Humanitarian Action Report 2009*, UNICEF, New York, 2009, p. 173.
- ³⁹ UNICEF West and Central Africa Regional Office, 'Sexual Abuse, Exploitation and Violence Committed Against Children in Schools in West and Central Africa: Situation analysis', UNICEF, Dakar, 2006; and UNICEF West and Central Africa Regional Office, 'Desk Review of Evidence about Violence within Education Settings in West and Central Africa', UNICEF, Dakar, October 2008 (internal documents).
- ⁴⁰ Center for Reproductive Rights, 'Fact Sheet: Female genital mutilation (FGM) – Legal prohibitions worldwide', Center for Reproductive Rights, New York, February 2009, p. 1.
- ⁴¹ United Nations Children's Fund, *Children and AIDS: Third Stocktaking Report*, UNICEF, New York, December 2008, p. 44; and UNICEF analysis of UNAIDS data (internal document).
- ⁴² Ibid.
- ⁴³ Demographic and Health Surveys, 2003–2007.
- ⁴⁴ Inter-Agency Task Team on Children and HIV and AIDS Working Group on National Plans of Action, 'National Responses for Children Affected by AIDS: Review of progress and lessons learned', IATT, New York, August 2008, pp. 11–13.
- ⁴⁵ Clark, Shelley, 'Early Marriage and HIV Risks in Sub-Saharan Africa', *Studies in Family Planning*, vol. 35, no. 3, September 2004, pp. 149–160.
- ⁴⁶ Center for Reproductive Rights, 'Fact Sheet: Female genital mutilation (FGM) – Legal prohibitions worldwide', Center for Reproductive Rights, New York, February 2009, p. 1.
- ⁴⁷ United Nations Children's Fund, *Humanitarian Action Report 2009*, UNICEF, New York, 2009, p. 59.
- ⁴⁸ UNICEF Regional Office for South Asia, 'Early Marriage in South Asia: A discussion paper', UNICEF, Kathmandu, n.d., p. 7.
- ⁴⁹ Kane, June, 'Regional Consultation on Violence Against Children in South Asia', Atar Roto Presse SA, Islamabad, 19–21 May 2005, pp. 9–10.
- ⁵⁰ UNICEF Innocenti Research Centre, 'South Asia in Action: Preventing and responding to child trafficking – Child rights-based programme practices', United Nations Children's Fund, Florence, October 2008, p. 3.
- ⁵¹ United Nations Office on Drugs and Crime, *Global Report on Trafficking in Persons*, UNODC, New York, February 2009, p. 67.
- ⁵² UNICEF Innocenti Research Centre, 'South Asia in Action: Preventing and responding to child trafficking – Child rights-based programme practices', United Nations Children's Fund, Florence, October 2008, p. 3.
- ⁵³ United Nations Children's Fund, *Humanitarian Action Report 2009*, UNICEF, New York, 2009, pp. 34, 39.
- ⁵⁴ UNICEF Regional Office for South Asia, 'Regional Analysis Report 2007', UNICEF, Kathmandu (internal document).
- ⁵⁵ UNICEF Regional Office for South Asia, 'Juvenile Justice in South Asia: Improving protection for children in conflict with the law', UNICEF, Kathmandu, 2006, Foreword.
- ⁵⁶ Pinheiro, Paulo Sérgio, *World Report on Violence Against Children*, United Nations Secretary-General's Study on Violence Against Children, New York, 2006, p. 71.
- ⁵⁷ Center for Reproductive Rights, 'Fact Sheet: Female genital mutilation (FGM) – Legal prohibitions worldwide', Center for Reproductive Rights, New York, February 2009, p. 1.
- ⁵⁸ Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children, 'Global Progress Towards Prohibiting All Corporal Punishment', March 2009.
- ⁵⁹ United Nations Children's Fund, *Humanitarian Action Report 2009*, UNICEF, New York, 2009, p. 42.
- ⁶⁰ Bencomo, Clarisa, *The Last Holdouts: Ending the death penalty in Iran, Saudi Arabia, Sudan, Pakistan and Yemen*, Human Rights Watch, New York, September 2008, p. 1.
- ⁶¹ World Health Organization, *First World Report on Violence and Health*, WHO, Geneva, 2002, cited in United Nations Children's Fund, 'The Impact of Small Arms on Children and Adolescents in Central America and the Caribbean: A case study of El Salvador, Guatemala, Jamaica and Trinidad and Tobago', UNICEF, New York, 2007, p. 4.
- ⁶² United Nations Children's Fund, 'The Impact of Small Arms on Children and Adolescents in Central America and the Caribbean: A case study of El Salvador, Guatemala, Jamaica and Trinidad and Tobago', UNICEF, New York, 2007, pp. 19, 64.
- ⁶³ Ibid., pp. 14, 20.
- ⁶⁴ Ibid., p. 57.
- ⁶⁵ Van den Berge, Marten, et al., 'The Worst Forms of Child Labour in Latin America: Identification and policy options – Main findings from Guatemala, Bolivia and Peru', International Research on Working Children Foundation, Amsterdam, 2008.
- ⁶⁶ United Nations Office on Drugs and Crime, *Global Report on Trafficking in Persons*, UNODC, New York, February 2009, pp. 65–66.
- ⁶⁷ Pflug, Bharati, 'An Overview of Child Domestic Workers in Asia', International Labour Office, Geneva, n.d., p. 7.
- ⁶⁸ International Labour Organization, *Survey Report: Child domestic workers in Ho Chi Minh City*, ILO Regional Office for Asia and the Pacific, Bangkok, March 2006, p. 13.
- ⁶⁹ International Labour Organization, *Survey Report: Child domestic workers in Ho Chi Minh City*, ILO Regional Office for Asia and the Pacific, Bangkok, March 2006, p. 13; and International Organization for Migration, *Out of Sight, Out of Mind? Child domestic workers and patterns of trafficking in Cambodia*, IOM, Geneva, January 2007, pp. 8–9.
- ⁷⁰ UNICEF East Asia and Pacific Regional Office, *Child Trafficking in East and Southeast Asia: Reversing the trend*, Final draft, UNICEF, Bangkok, December 2008 (internal document).
- ⁷¹ Pinheiro, Paulo Sérgio, *World Report on Violence Against Children*, United Nations Secretary-General's Study on Violence Against Children, New York, 2006, p. 71.
- ⁷² Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children, 'Global Progress Towards Prohibiting All Corporal Punishment', March 2009.
- ⁷³ Pinheiro, Paulo Sérgio, *World Report on Violence Against Children*, United Nations Secretary-General's Study on Violence Against Children, New York, 2006, pp. 71, 123, 133.

⁷⁴ UNICEF East Asia and Pacific Regional Office, 'Child Protection: Trafficking, commercial sexual exploitation, violence against children, juvenile justice, child injury', UNICEF, Bangkok, 2004, p. 12.

⁷⁵ United Nations Children's Fund, *The State of Asia-Pacific's Children 2008: Child survival*, UNICEF, New York, May 2008, p. 18.

⁷⁶ UNICEF East Asia and the Pacific Regional Office, *Birth Registration: The record in tsunami-affected areas – Getting it right in East Asia and the Pacific*, UNICEF, Bangkok, December 2005, p. 29.

⁷⁷ United Nations Children's Fund, 'The Institutional Care of Children', UNICEF, New York, January 2008 (internal document). Formal care refers to any type of substitute care arrangement, namely institutional care and alternative family-based care, including foster care and guardianship care.

⁷⁸ Ibid.

⁷⁹ UNICEF Regional Office for CEE/CIS, *Lost in the Juvenile Justice System: Children in conflict with the law in Eastern Europe and Central Asia*, UNICEF, Geneva, May 2008 (revised edition), p. 16.

⁸⁰ Dottridge, Mike, 'Young People's Voices on Child Trafficking: Experiences from South Eastern Europe', UNICEF Innocenti Research Centre, Florence, December 2008, pp. 12–13.

⁸¹ Gilbert, Ruth, et al., 'Burden and Consequences of Child Maltreatment in High-Income Countries', *The Lancet*, vol. 373, no. 9657, 3 January 2009, pp. 68–81.

⁸² Ibid.

⁸³ Ibid., p. 72.

⁸⁴ United Nations Office on Drugs and Crime, *Global Report on Trafficking in Persons*, UNODC, New York, February 2009, p. 59.

⁸⁵ United Nations Children's Fund, *The 'Rights' Start to Life: A statistical analysis of birth registration*, UNICEF, New York, 2005, p. 3.

⁸⁶ World Health Organization, *Adolescent Pregnancy: Unmet needs and undone deeds – A review of the literature and programmes*, WHO, Geneva, 2007, p. 12.

⁸⁷ Brady, E. Hamilton, Joyce A. Martin and Stephanie J. Ventura, 'Births: Preliminary data for 2007', U.S. Department of Health and Human Services, *National Vital Statistics Reports*, vol. 57, no. 12, 18 March 2009, p.13.

⁸⁸ Center for Reproductive Rights, 'Fact Sheet: Female genital mutilation (FGM) – Legal prohibitions worldwide', Center for Reproductive Rights, New York, February 2009, p. 2.

子どもの保護に関する指標

国と地域	出生登録率 2000～2008年*			子どもの しつけ 2005～ 2007年*	ドメスティック・ バイオレンス についての 態度 2001～ 2007年*	児童婚 2000～2007年*			FGM/C 1997～2007年*		児童労働 5～14歳 1999～2007年*			障害を もつ子ども 1999～ 2007年*
	合計	都市部	農村部	合計	合計	合計	都市部	農村部	女性 (15～49 歳)	娘	合計	男性	女性	合計

東部・南部アフリカ

アンゴラ	29	34	19	—	—	—	—	—	—	—	24	22	25	—
ボツワナ	58	66	52	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ブルンジ	60	62	60	—	—	18	14	18	—	—	19	19	19	—
コモロ	83	87	83	—	—	—	—	—	—	—	27	26	28	—
エリトリア	—	—	—	—	—	47	31	60	89	63	—	—	—	—
エチオピア	7	29	5	—	81	49	27	55	74	38	53	59	46	—
ケニア	48 y	64 y	44 y	—	68	25	19	27	32	21	26	27	25	—
レソト	26	39	24	—	—	23	13	26	—	—	23	25	21	—
マダガスカル	75	87	72	—	28	39	29	42	—	—	32	36	28	—
マラウイ	—	—	—	—	28	50	38	53	—	—	29	28	29	—
モーリシャス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
モザンビーク	—	—	—	—	—	56	41	66	—	—	—	—	—	—
ナミビア	67	83	59	—	35	9	6	11	—	—	13 y	15 y	12 y	—
ルワンダ	82	79	83	—	48	13	9	14	—	—	35	36	35	2 y
セーシェルズ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ソマリア	3	6	2	—	76 y	45	35	52	98	46	49	45	54	—
南アフリカ	78 y	—	—	—	—	6	—	—	—	—	—	—	—	—
スワジランド	30	38	28	—	38	5	1	6	—	—	9	9	9	—
ウガンダ	21	24	21	—	70	46	27	52	1	—	36	37	36	11 y
タンザニア	8 y	22	4	—	60	41	23	49	15	4	36	37	34	—
ザンビア	10	16	6	—	85	42	32	49	1	—	12 y	11 y	12 y	—
ジンバブエ	74	83	71	—	48	34	20	44	—	—	13 y	12 y	14 y	—

西部・中部アフリカ

ベニン	60	68	56	—	47	34	19	47	13	2	46	47	45	—
ブルキナファソ	64	86	58	83	71	48	29	61	73	25	47 y	46 y	48 y	—
カメルーン	70	86	58	92	56	36	23	57	1	1	31	31	30	33
カボヴェルデ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3 y	4 y	3 y	1 y
中央アフリカ共和国	49	72	36	88	—	61	57	64	26	7	47	44	49	48
チャド	9	36	3	—	—	72	65	73	45	21	53	54	51	3 y
コンゴ	81 y	88 y	75 y	—	76	31	24	40	—	—	25	24	25	—
コートジボワール	55	79	41	90	65	35	27	43	36	9	35	36	34	—
コンゴ民主共和国	31	33	30	—	76	39	31	45	—	—	32	29	34	—
赤道ギニア	32	43	24	—	—	—	—	—	—	—	28	28	28	—
ガボン	89	90	87	—	—	34	30	49	—	—	—	—	—	—
ガンビア	55	57	54	84	74	36	24	45	78	64	25	20	29	—
ガーナ	51	69	42	89	47	22	15	28	4	1	34	34	34	21
ギニア	43	78	33	—	86	63	45	75	96	57	25	26	24	—
ギニアビサウ	39	53	33	80	52	24	14	32	45	35	39	41	37	—
リベリア	4 y	5 y	3 y	—	59	38	25	49	58	—	—	—	—	—
マリ	53	75	45	—	75	71	60	77	85	69	34	35	33	—
モーリタニア	56	75	42	—	—	35	27	44	72	66	16	18	15	30
ニジェール	32	71	25	—	70	75	42	84	2	1	43	43	43	—
ナイジェリア	30	50	21	—	65	43	27	52	19	10	13 y	—	—	—
サントメプリンシペ	69	70	67	—	32	33	31	37	—	—	8	7	7	29
セネガル	55	75	44	—	65	39	23	55	28	20	22	24	21	—
シエラレオネ	48	62	44	92	85	56	34	66	94	35	48	49	48	34
トーゴ	78	93	69	90	53	24	15	36	6	1	29	29	30	—

中東・北アフリカ

アルジェリア	99	99	99	86	68	2	2	2	—	—	5	6	4	1 y
バーレーン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	6	3	—
ジブチ	89	90	82	70	—	5	5	13	93	49	8	8	8	—
エジプト	99	99	99	92	50 y	17	9	22	96	28 y	7	8	5	8 y
イラン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
イラク	95	95	96	84	59	17	16	19	—	—	11	12	9	21
ヨルダン	—	—	—	—	90 y	10	10	7	—	—	—	—	—	—
クウェート	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
レバノン	—	—	—	—	—	11	—	—	—	—	7	8	6	—
リビア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
モロッコ	85	92	80	—	—	16	12	21	—	—	11 y	13 y	9 y	—
パレスチナ自治区	96 y	97 y	96 y	95	—	19	—	—	—	—	—	—	—	—
オマーン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カタール	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サウジアラビア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
スーダン	33	53	22	—	—	34	24	40	89	43 y	13	14	12	—
シリア	95	96	95	87	—	13	15	12	—	—	4	5	3	—
チュニジア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アラブ首長国連邦	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
イエメン	22	38	16	94	—	32	28	35	23	20	11 y	11 y	12 y	29

国と地域	出生登録率 2000～2008年*			子どもの しつけ 2005～ 2007年*	ドメスティック・ バイオレンス についての 態度 2001～ 2007年*	児童婚 2000～2007年*			FGM/C 1997～2007年*		児童労働 5～14歳 1999～2007年*			障害を もつ子ども 1999～ 2007年*
	合計	都市部	農村部	合計	合計	合計	都市部	農村部	女性 (15～49 歳)	娘	合計	男性	女性	合計

南アジア

アフガニスタン	6	12	4	—	—	43	—	—	—	—	30	28	33	—
バングラデシュ	10	13	9	—	—	64	58	69	—	—	13	18	8	21
ブータン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19 y	16 y	22 y	—
インド	41	59	35	—	54	47	29	56	—	—	12	12	12	—
モルディブ	73	—	—	—	70	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ネパール	35	42	34	—	23	51	41	54	—	—	31 y	30 y	33 y	—
パキスタン	—	—	—	—	—	24	—	—	—	—	—	—	—	—
スリランカ	—	—	—	—	—	12 y	—	—	—	—	8	9	7	—

東アジア・太平洋諸国

ブルネイ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カンボジア	66	71	66	—	55	23	18	25	—	—	45 y	45 y	45 y	—
中国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2 y
クック諸島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
朝鮮民主主義人民共和国	99	99	99	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フィジー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
インドネシア	55	69	43	—	25	24	15	33	—	—	4 y	5 y	4 y	—
キリバス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ラオス	72	84	68	71	81	—	—	—	—	—	25	24	26	10
マレーシア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
マーシャル諸島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ミクロネシア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
モンゴル	98	98	99	79	20	9	7	12	—	—	18	19	17	26
ミャンマー	65 y	88 y	59 y	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ナウル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ニウエ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
パラオ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
パプアニューギニア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フィリピン	83	87	78	—	24	14	10	22	—	—	12	13	11	—
サモア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
シンガポール	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ソロモン諸島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
タイ	99	100	99	—	—	20	12	23	—	—	8	8	8	15
チモールレステ	53 y	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	4	4	—
トンガ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ツバル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
バヌアツ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ベトナム	88	94	86	93	64	10	3	13	—	—	16	15	16	4 y

ラテンアメリカ・カリブ諸国

アンティグアバーブーダ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アルゼンチン	91 y	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7 y	8 y	5 y	—
バハマ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
バルバドス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ベリーズ	94	92	97	68	12	—	—	—	—	—	40	39	42	44
ボリビア	74	76	72	—	—	26	22	37	—	—	22	22	22	—
ブラジル	89 y	—	—	—	—	24 y	—	—	—	—	6 y	7 y	4 y	—
チリ	96 y	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3	2	—
コロンビア	90	97	77	—	—	23	19	38	—	—	5	6	4	3 y
コスタリカ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	6	3	—
キューバ	100 y	100 y	100 y	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ドミニカ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ドミニカ共和国	78	82	70	83	9	40	—	—	—	—	10	12	7	5 y
エクアドル	85	85	85	—	—	22	—	—	—	—	12	12	13	—
エルサルバドル	—	—	—	—	—	27	—	—	—	—	6 y	9 y	4 y	—
グレナダ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
グアテマラ	—	—	—	—	—	35	—	—	—	—	29	25	32	2 y
ガイアナ	93	96	92	74	18	20	15	22	—	—	19	21	17	—
ハイチ	81	87	78	—	29	30	27	33	—	—	21	22	19	—
ホンジュラス	94	95	93	—	16	39	33	46	—	—	16	16	15	—
ジャマイカ	89	89	88	87	6	9	7	11	—	—	6	7	5	24
メキシコ	—	—	—	—	—	25 y	—	—	—	—	16 y	15 y	16 y	—
ニカラグア	81	90	73	—	17	43	36	55	—	—	15	18	11	—
パナマ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	5	2	—
パラグアイ	—	—	—	—	—	18	—	—	—	—	15	17	12	—
ペルー	93	95	90	—	—	18	13	31	—	—	19	20	19	—
セントクリストファーネビス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
セントルシア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
セントビンセントグレナディーン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
スリナム	97	98	95	84	13	19	14	33	—	—	—	—	—	39
トリニダードトバゴ	96	—	—	75	8	8	—	—	—	—	1	1	1	—
ウルグアイ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8 y	8 y	8 y	—
ベネズエラ	92	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	9	6	—

子どもの保護に関する指標

国と地域	出生登録率 2000～2008年*			子どもの しつけ 2005～ 2007年*	ドメスティック・ バイオレンス についての 態度 2001～ 2007年*	児童婚 2000～2007年*			FGM/C 1997～2007年*		児童労働 5～14歳 1999～2007年*			障害を もつ子ども 1999～ 2007年*
	合計	都市部	農村部	合計	合計	合計	都市部	農村部	女性 (15～49 歳)	娘	合計	男性	女性	合計

中東欧・独立国家共同体 (CEE/CIS)

アルバニア	98	97	98	49	30	8	7	8	—	—	12	14	9	16
アルメニア	96	97	95	—	22	10	7	16	—	—	4 y	—	—	12 y
アゼルバイジャン	94	96	92	75	49	12	—	—	—	—	7 y	8 y	5 y	—
ベラルーシ	—	—	—	83	—	7	6	10	—	—	5	6	4	—
ボスニアヘルツェゴビナ	100	99	100	36	5	6	2	7	—	—	5	7	4	10
ブルガリア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
クロアチア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
グルジア	92	97	87	66	7	17	12	23	—	—	18	20	17	30
カザフスタン	99	99	99	52	10	7	6	9	—	—	2	2	2	—
キルギスタン	94	96	93	51	38	10	7	14	—	—	4	4	3	—
モンテネグロ	98	98	99	61	11	5	5	5	—	—	10	12	8	14
モルドバ	98	98	98	—	21	19	16	22	—	—	32	32	33	—
ルーマニア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—
ロシア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
セルビア	99	99	99	73	6	6	4	8	—	—	4	5	4	14
タジキスタン	88	85	90	74	74 y	13	13	13	—	—	10	9	11	—
旧ユーゴスラビア・マケドニア	94	95	93	69	21	4	3	4	—	—	6	7	5	21
トルコ	84	87	79	—	39	18	17	22	—	—	5	4	6	—
トルクメニスタン	96	96	95	—	38 y	7	9	6	—	—	—	—	—	—
ウクライナ	100	100	100	70	4	10	—	—	—	—	7	8	7	—
ウズベキスタン	100	100	100	—	70	7	9	7	—	—	—	—	—	3

先進工業国

アンドラ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オーストラリア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オーストリア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ベルギー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カナダ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
キプロス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
チェコ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
デンマーク	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
エストニア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フィンランド	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フランス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ドイツ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ギリシャ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
パチカン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハンガリー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アイスランド	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アイルランド	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
イスラエル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
イタリア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ラトビア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
リヒテンシュタイン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
リトアニア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ルクセンブルク	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
マルタ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
モナコ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オランダ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ニュージーランド	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ノルウェー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ポーランド	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ポルトガル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3 y	4 y	3 y	—
韓国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サンマリノ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
スロバキア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
スロベニア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
スペイン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
スウェーデン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
スイス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
英国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
米国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

国と地域	出生登録率 2000～2008年*			子どもの しつけ 2005～ 2007年*	ドメスティック・ バイオレンス についての 態度 2001～ 2007年*	児童婚 2000～2007年*			FGM/C 1997～2007年*		児童労働 5～14歳 1999～2007年*			障害を もつ子ども 1999～ 2007年*
	合計	都市部	農村部	合計	合計	合計	都市部	農村部	女性 (15～49 歳)	娘	合計	男性	女性	合計
地域別要約														
アフリカ ^a	42	58	33	–	64	35	22	45	45	22	30 n	31 n	29 n	–
サハラ以南のアフリカ ^a	36	52	28	–	65	39	27	49	34	19	34 n	35 n	33 n	–
東部・南部アフリカ	32	41	24	–	65	36	26	46	43	28	36	38	33	–
西部・中部アフリカ	39	56	32	–	66	43	28	53	28	14	35 n	34 n	35 n	–
中東・北アフリカ	75	86	67	89	–	18	12	23	–	–	9	10	8	–
アジア	45 **	62 **	38 **	–	48 **	40 **	25 **	51 **	–	–	12 **	13 **	12 **	–
南アジア	36	52	30	–	54	46	33	58	–	–	13	13	12	–
東アジア・太平洋諸国	72 **	81 **	67 **	–	35 **	19 **	12 **	25 **	–	–	10 **	11 **	10 **	3
ラテンアメリカ・カリブ諸国	89	–	–	–	–	25	–	–	–	–	11	11	10	–
CEE/CIS	92	93	92	–	32	12	–	–	–	–	6	6	6	–
先進工業国	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
開発途上国	50 **	65 **	39 **	–	52 **	35 **	23 **	47 **	–	–	16 **	17 **	16 **	–
後進開発途上国	29	42	25	–	64	48	36	54	–	–	30	31	28	–
世界	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

[注]

a アフリカとはサハラ以南のアフリカと、アルジェリア、エジプト、リビア、モロッコ、チュニジアを含む

s サハラ以南のアフリカにはジブチとスーダンが含まれる。

– データなし

y データが指定の年次や期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、或いは国内の一部の地域のものであることを示す。このようなデータも、地域の平均や世界全体の平均を算出する場合に含まれる。

n ナイジェリアを除く。

* データが、指定の年次や期間内に入手できる最も最近のものであることを示す。

** 中国を除く。

[指標の定義]

・ **出生登録**：調査時点で出生登録を済ませた5歳未満児の割合。指標の計算に当たっては、面接を行う人が実際に出生登録証を見て確認した、または子どもの母親や保護者が出生時に登録を済ませたと述べた場合にのみ、それをカウントする。

・ **しつけ**：身体的または心理的な罰を加えられた経験のある2～14歳の子どもの割合。

・ **ドメスティック・バイオレンスへの態度**：一定の条件のもとであれば夫から妻への暴力は正当だと考える15～49歳の女性の割合。夫から妻への暴力が正当な場合とは、という質問に対しては、妻が料理を焦がした、夫への口ごたえ、夫に無断の外出、育児放棄、夫との性交渉の拒否等が挙げられた。

・ **児童婚**：18歳未満で結婚または事実婚状態になった20～24歳の女性の割合。

・ **女性器切除 (FGM/C) — 女性**：FGM/Cを経験した15～49歳の女性の割合。

・ **女性器切除 (FGM/C) — 娘**：FGM/Cを経験した娘が1人以上いる15～49歳の母親の割合。

・ **児童労働**：調査の時点で児童労働に従事している5～14歳の子どもの割合。次のような場合に、その子どもは児童労働者と定義する。すなわち、調査の前の1週間に1時間以上の経済活動もしくは28時間以上の家事労働に従事した5～14歳の子ども、または14時間以上の経済活動もしくは28時間以上の家事労働に従事した12～14歳の子ども。

・ **障害をもつ子ども**：少なくとも1種類以上の障害をもつと判定された2～9歳の子どもの割合。

[主なデータの出典]

出生登録— MICS、DHS、その他の国別調査、主な住民登録システムのデータ

しつけ— MICS、DHS、その他の国別調査

ドメスティック・バイオレンスへの態度— MICS、DHS、その他の国別調査

児童婚— MICS、DHS、その他の国別調査

女性器切除 (FGM/C) — 女性— MICS、DHS、その他の国別調査

児童労働— MICS、DHS、その他の国別調査

障害をもつ子ども— MICS、DHS、その他の国別調査

[注：障害をもつ子どもについて]

最近のMICS（2005～2006年）に参加した国々については、推定値の算出方法が2008年6月に変更された。それ以前に公表されたMICS国別報告、その他のユニセフの出版物、また、『世界子ども白書』2008年版は、障害に関する10項目の質問中9項目に基づいたものである。2009年の『世界子ども白書』以降は、10項目すべてのデータに基づいている。本表の数値は、新しい推定値を使用した。

[新しい地域区分について]

ユニセフは今回の『子どものための前進』の出版に際し、アフリカとアジアという2つの新たな地域区分を加えた。アフリカとは東部・南部アフリカ、西部・中部アフリカのすべての国と、中東・北アフリカのうちのアルジェリア、ジブチ、エジプト、リビア、モロッコ、スーダン、チュニジアを指す。アジアは南アジアおよび東アジア・太平洋諸国のすべての国を指す。

また、サハラ以南のアフリカ諸国の数が変わり、ジブチとスーダンを含む。このため、従来の「子どもたちのための前進」で公表されたサハラ以南のアフリカに関する数値は、今回のものと比較できない可能性がある。

その他の国々については従来どおりである。

謝辞

編集と調査

Patricia Moccia, *Editor-in-Chief*; Catherine Langevin-Falcon, *Editor*; Chris Brazier, Hirut Gebre-Egziabher, Nelly Ingraham, Amy Lai, Charlotte Maitre, Kristin Moehlmann, Baishalee Nayak, Marilia Di Noia, Catherine Rutgers, Judith Yemane.

統計とモニタリング

ユニセフが集計したデータの基本統計分析について、子どもの保護分野での統計とモニタリングの専門家Claudia Cappaをはじめ、以下の方がたに感謝を表明する。

Richard Morgan, *Director, Division of Policy and Practice*;
Tessa Wardlaw, *Associate Director, Statistics and Monitoring Section, Division of Policy and Practice*;
Priscilla Akwara, Danielle Burke, Xiaodong Cai, Archana Dwivedi, Friedrich Huebler, Edilberto Loaiza, Nyein Nyein Lwin, Khin Wityee Oo.

ユニセフ事業部

Nicholas Alipui, *Director, Programme Division*;
Dan Rohrmann, *Deputy Director, Programme Division*;
Maniza Zaman, *Deputy Director, Programme Division*;
Susan Bissell, *Associate Director, Child Protection Section, Programme Division*; Sharif Baaser, Caroline Bacquet-Walsh, Joanne Dunn, Amaya Gillespie, Anne Grandjean,

Aaron Greenberg, Kendra Gregson, Carolina Hepp, Pernille Ironside, Lena Karlsson, Jennifer Keane, Ann Linnarsson, Amanda Melville, Francesca Moneti, Julie Myers, Shirin Nayerpour, Bo Viktor Nylund, Stephane Pichette, Helen Schulte, Stella Schuhmacher, Lara Scott, Vanessa Sedletzki, Saudamini Siegrist, Clara Sommarin, Abubacar Sultan, Susu Thatun, Massimo Zucca.

とりわけ、児童労働についての他機関との合同調査プロジェクト、「子どもの仕事を知るために（Understanding Children's Work）」のFurio Rosatiに感謝の意を表明する。

ユニセフ地域事務所

Clemencia Aramburu, Begoña Arellano, Laurent Chapuis, Trish Hiddleston, Jean Claude Legrand, Amalee McCoy, Guillemette Meunier, Margie de Monchy, Cliff Myers, Anna Nordenmark Severinsson, Diane Swales, Joachim Theis.

本報告書のあらゆる段階で貢献を推進してくれた地域事務所の広報チームに感謝する。

出版と配布

Jaclyn Tierney, *Production Chief, Division of Communication*;
Germain Ake, Fanuel Endalew, Eki Kairupan, Farid Rashid, Elias Salem, Edward Ying Jr.

子どものための前進シリーズ その他のタイトル

No.1 子どもの生存（2004年9月）

No.2 ジェンダー格差と初等教育（2005年4月出版、6月改訂）

No.3 予防接種（2005年9月）

No.4 栄養（2006年5月）

No.5 水と衛生（2006年9月）

No.6 子どもにふさわしい世界 統計レビュー（2007年12月）

No.7 妊産婦死亡率（2008年9月）



原著者：国連児童基金（ユニセフ）
日本語版監修：国連児童基金（ユニセフ）東京事務所
発行：国連児童基金（ユニセフ）東京事務所
〒150-0001東京都渋谷区神宮前5-53-70
国連大学ビル8階
電話03-5467-4431

Website: www.unicef.org
Email: pubdoc@unicef.org

ISBN 978-92-806-4439-5

© United Nations Children's Fund (UNICEF)
September 2009

